

平成17年第5回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成17年9月13日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 藤村 洋二	2 番 木村 定八
3 番 太田 秀司	4 番 津田 實
5 番 田中 良隆	6 番 梶山 幾世
7 番 三和 郁子	8 番 田中 弘一
9 番 藤下 茂昭	10 番 中島 一雄
11 番 田中 博	12 番 田中 孝嗣
13 番 中田 幸子	14 番 小島 進
15 番 原田 薫	16 番 竹内 孝治
17 番 辻 藤雄	18 番 森田 貞雄
19 番 森 申行	20 番 野洲 健造
21 番 田中榮太郎	22 番 林 克
23 番 田中 敏雄	24 番 荒川 泰宏
25 番 河野 司	26 番 鈴木 市朗
28 番 川口 東洋	29 番 野並 享子
30 番 小菅 六雄	31 番 長谷川龍一
32 番 秦 眞治	

不応招議員

27 番 山本 勇作

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	助 役	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
政策推進部長	山中 重樹	総 務 部 長	山中 清嗣
市 民 健 康 福 祉 部 長	竹澤 良子	都 市 建 設 部 長	北口 守
環境経済部長	米澤 博	教 育 部 長	島村 平治
監 査 委 員 事 務 局 長	坂口 哲哉	総 務 部 次 長	前田 健司

総務部次長	田中 正二	市民健康福祉部 次 長	高田 一巳
教育部次長	高田 利江子	都市建設部 総括マネージャー	堤 文男
環境経済部 総括マネージャー	佐橋 市衛	広報秘書課長	富田 久和
総務課長	竹内 睦夫	企画財政課長	中島 宗七

出席した事務局職員の氏名

事務局長	内堀 悟	事務局次長	井狩 重則
書記	川崎 和美	書記	赤坂 悦男

議事日程

第1 会議録署名議員の指名について

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

議長(秦 眞治君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

出席議員31名、欠席議員1名。欠席議員は、27番 山本勇作君であります。

次に、本日の会議に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、配付しております文書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。

これより日程に入ります。

(日程第1)

議長(秦 眞治君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第12番 田中孝嗣君、第13番 中田幸子君を指名いたします。

(日程第2)

議長(秦 眞治君) 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。

質問にあたりましては簡単明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第1番 藤村洋二君。

1番（藤村洋二君） 1番、藤村でございます。議長のお許しを得ましたので、通告内容に従いまして2件、一般質問をさせていただきます。

まず、指定管理者に係る今後の施設のあり方についてでございますが、公の施設の管理について、地方自治法の一部を改正する法律により、これまで出資法人等に委託先を限定していた管理委託制度が、民間事業者を含む指定管理者による管理の代行へ変更されました。この制度は「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の節減等を図ることを目的とするもの」とされています。これにより、現在管理委託している施設については経過措置期間内（施行から3年）に指定管理者制度へ移行することが必要になったものです。

野洲市においても既存の管理委託施設への制度導入スケジュールから、6月議会では指定管理者の事務条例を制定し、今9月議会には施設設置条例改正議案を上程、18年4月管理運営の開始に向けた取り組みを進められています。先日配付いただきました施設ごとの基本方針では、今後の施設のあり方について「現状維持」「指定管理・公募」「指定管理・非公募」「指定管理・公募を検討」「あり方を検討」に分かれた方針が掲載されておりました。この区分については、現状を追認しながら、施設根拠法に照らした一律的な色彩が強く、施設ごとについて設置意義、目的、あり方等を検討したものにはなっておりません。

もとより、私どもは小さな行財政機構の構築を目標にしておりますので、その構築のため、サービスの効率化、経費の削減の観点から、指定管理者制度の導入については積極的に賛成をする立場の者であります。本当に市民にとって指定管理が必要かどうかの議論の中での案になっていないということが心配です。例えば保育園、図書館は共に「指定管理・公募を検討」になっておりますが、子どもたちの命を預かり、子どもたちの生きる力をはぐくむ保育園や、読書を通して子どもたちの人格形成や日本人としての文化などをはぐくむ図書館の事業は、公の役割そのものと言えます。

検討に至った経過を総務部にお尋ねすると共に、健康福祉部の保育園のあり方に対する現在の考え方、及び、学力が低下し、人への思いやりや優しさが欠如しつつある子どもたちへの国語教育と図書館の役割について教育長に考えをお伺いします。

次、2点目でございます。路線バス、市内循環バスを含めた市内公共交通の再検討についてです。

17年4月より待望の市内循環バスが4台4路線に拡充し、今まで路線バスが運行していなかった地域にも走るようになりました。合併の中で旧両町の住民が互いに交流するための住民の足として期待をするものであり、高齢者福祉の立場や、お年寄りが生き生きと地域で暮らせるインフラとして、合併協議の中で新野洲市の事業の大きな目玉となりました。ほとんどのバスが野洲健康福祉センターを軸に運行しておりますので、野洲健康福祉センターではお年寄りや障害を持つ方々のご利用がふえ、ボランティアでお世話をされている方々からは、バスから楽しそうに降りてこられる皆さんの姿を見ていると、本当によいバスを運行してもらえてよかったという声を何人もの方から聞かせていただいております。4月1日に初めて近江富士1区までバスが乗り入れることになりました当日は私も近江富士1区にまいりまして、多くの近江富士1区のお年寄りの方々が運転手さんに「ありがとうございます」と花束を贈呈されまして、喜々としてバスに乗り込まれる姿も拝見いたしました者としては、市内循環バスの拡充・強化は今後も大きな課題として受けとめております。

ところが、最近、市内循環バスの乗車人員が少ないということを理由に、無駄だから廃止をし、他の事業にその分を回したらという話もあると聞かせていただいております。事実、あやめコースのご利用は他の3コースと比較すると低調でもありますし、そのような議論になったものとも考えますが、先ほど申し上げましたように、多くのご利用に支えられているのが現実であります。

乗車人員の少ない原因は、1つ、ダイヤ編成と使用台数に無理があり、利用者の望むダイヤになっていないこと、2つ、コースの多くが既存のバス路線と平行に走っているため、目的地に時間が倍以上かかる市内循環バスは野洲駅利用の方が敬遠されるなどが考えられ、早急なダイヤ・系統の見直しが望まれます。

また、既にお隣の栗東市など幾つかの自治体で実施しておられます既存バス路線の高齢者割引制度などを導入し、市内循環線を含めた市内バス路線の再検討もするべきです。市長の考えをお伺いします。よろしくお願ひします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） おはようございます。藤村議員の、指定管理者に係る今後の施設のあり方についてのご質問にお答えいたします。

私の方から、指定管理者制度導入に関する基本方針についてお答えさせていただきます。

平成15年の地方自治法の改正を受けまして、本市におきましても新たな制度導入の研究を進めることになりました。公の施設を所管する各所属に対し、制度改正を周知する会議の実施や、各施設の業務内容の調査あるいは施設の現況等についてヒアリング等を実施いたしました。指定管理者制度の趣旨と各施設の管理運営の現状をまとめた中で、本市がとるべき方向性を見定め、基本方針を策定したものでございます。この基本方針は公の施設の設置責任者として市の方針を示したものであります。何と申しましても本市といたしましても初めての制度導入でございますので、現場で混乱が起こらないようにとの判断で定めたものでございます。

お尋ねの中に、本当に市民にとって指定管理が必要かどうかの議論の中での案ではないとのご指摘であります。指定管理者制度の導入対象となる施設はすべて指定管理者に管理をゆだねるのが法の趣旨でございますし、背景にある制度の趣旨というのは十分認識した上で出させていただきます。

また、各施設には機械的にただ制度を当てはめるというものではなく、施設の特性等を十分に踏まえた中で検討をいたしました。

なお、今後、指定管理者により施設が運営され、その成果や運営状況を評価・検証して、利用者の視点からの市民の意見を踏まえまして取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） おはようございます。それでは、藤村議員の、市民健康福祉部の保育園のあり方に対する現在の考え方のご質問にお答えいたします。

9月1日現在、本市の保育所は、公立保育所6カ所、私立保育所4カ所で、園児数は、公立保育所で465人、利用者の56%、私立保育所では363人、44%という状況で、公立・私立とも地域の保育サービスの多様化に応え、各保育所の特色を出しながら、国の保育所保育指針に基づき、保育運営をしております。今回の指定管理者制度導入につきましては当然対象施設になりますので、検討していくことは必要であると考えております。

しかし、今日まで同和保育・人権保育を基本に保育所を運営してまいりましたことや、特に障害児保育につきましては、保健、福祉、医療、教育、地域と連携し、確立するなど、民間では担いにくい保育内容等がある点や、現在の利用者の意向、園舎の規模や老朽化の度合い、また現在取り組んでおります保幼一元化等の課題を踏まえておりますので、指定

管理の導入には慎重に十分に議論をし、方向性を出したいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） おはようございます。図書館の指定管理者制度導入について今後検討していくとしました考え方についてお答えいたします。

まず、図書館も地方自治法上の公の施設でありまして、指定管理者制度の対象施設であるということでありまして、しかしながら、図書館サービスは無償という大原則から判断しますと、指定された管理者が経営努力で収益を確保する余地が非常に限られたものになるというふうに考えております。

また、議員ご指摘のとおり、国語教育は、文字や言葉を通じて子どもの考える力を養い、学力の基礎を築き、今日的課題のコミュニケーション能力を高める重要な教科でありまして、図書館は読書を通して幼児からお年寄りまで市民の生涯にわたる継続的な学習の機会を保障する重要な役割を担う公共施設であると考えております。

本市の図書館は16年度、27万人の来館者と、貸し出し冊数65万冊という高い利用実績で、市民生活に定着しております。さらに、一般市民向けのサービスにとどまらず、市内の学校・園へもお話会や出張貸し出し等の積極的な読書支援を行うなど、公的なサービス機能も果たしておりまして、教育行政において重要な役割を担っております。

そうしたことから、全国的に見ましても、図書館への指定管理者制度導入の事例はまだ少なく、先ほども申し上げました利用無料の原則により、民間の引き受け会社が少ないことから、図書館への制度導入については慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） おはようございます。続きまして第2点目の、路線バス、市内循環バスを含めた市内公共交通の再検討についてのご質問にお答えいたします。

市内循環バスは、単に交通の利便性の面だけでなく、高齢者や障害者福祉施策の一環として、また、人が動くことによる地域の活性化の面からも重要な施策として位置付けており、本年4月1日より4路線に拡充して5カ月余りが経過しております。利用されている障害者や高齢者の方は循環バスの運行を非常に喜んでおられますが、一部運行コースや時間帯により利用者が少ないため、循環バスの運行の再考が必要という意見も聞かれます。

議員のご質問にあります、乗車人員の少ない原因は循環バスのダイヤと運行系統にあるのではないかというご意見等も踏まえ、今後、野洲市バス対策地域協議会や市内の関係各課による循環バス検討プロジェクトチームにおきまして、乗客数等のデータの検証や課題分析をし、循環バスをより多くの方に利用していただけるよう研究してまいります。

また、既存バス路線の高齢者割引制度につきましては、野洲市循環バスにおいては、げんきカードを受給されている70歳以上の高齢者の方の運賃は無料ですが、民間路線バスの利用に係る高齢者の方に対する補助制度は設けておりません。今後、他市町の取り組み状況等を参考に、検討課題とさせていただきます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 藤村洋二君。

1番（藤村洋二君） もう少し詳しくお尋ねしたいと思います。

今、総務部長の方から、現場に混乱を起こさないように、それぞれの施設の特性を生かした考え方の中でということで回答をいただきました。

今回の指定管理者制度の導入の目的というのが、市が独自にやはり効率のよい行政組織を自分たちがつくっていく、そういう思いの中で取り組んでこられたということではなく、基本的には、指定管理者制度が導入された状況の中でやむを得ずこの指定管理者制度を導入していこうと。だから、対象施設については、よいも悪いも十分な論議もせずに、全部こういう一まとめにしてやっていこうという考え方ではないのだろうかというふうに私は思いましてこの質問をしているわけなのです。

基本的には指定管理者制度は、昨年も早くに議会でも申し上げましたように、指定管理者制度そのものにつきましては私は賛成をしておりますので、やはり小さな行政組織を構築していくということは非常に大事なことであります。しかし、私も最初、昨年この問題で討論させていただいたときに、図書館や保育園についてもこれは施設として当たり前のことだというふうなことで考えておった1人でございますので、それからいろんな現場の声を聞きながら、そして現場の皆さん方、仕事の内容、またそれが市民に対する公共の福祉の意義、その辺を考えた中で、やっぱりこの施設については公でやっていかなければならない、また、これについてはそうではないのではないかという部分を一つひとつ十分に検討しながら結論を出していくということが大事なのではないかというふうに思っています。

結局、指定管理者制度の大きな目的である経費の節減とサービスの向上、これは結果論

になってくると思うのです。ここを大きな目的に持っていっていることがやはりこの問題をややこしくしてくるのではないかと。だから、できるだけ小さな行財政組織をつくっていく、その中で一つ国が制度としてやります指定管理者制度についても前向きに検討していくという姿勢が要るのではないかと。

だから、当然他の施設に対する指定管理者制度を入れていくのなら、同時に、市役所の皆さん方の機構改革をどうしていくのだ、また、スリム化はどうするのだ、要員の削減計画はどうするのだということも一緒に出していくということが、指定管理者として施設に指定をされる皆さん方の思いを当然市民の皆さん方も理解をされるのではないかとこのように思いますので、この辺についてどのようにお考えか、総務部にお尋ねします。

続きまして、保育園でございますが、今も公立・私立でおよそ半々近い形で園児の皆さん方のお世話をいただいているわけでございますので、当然民間保育園としてのいき方というものを否定するわけではないのですが、公立と私立の保育運営について格差というものがあるのか、ないのか。その辺、あるとしたら、どんなものがあるのかということについて教えていただきたいと思います。

それと、今、障害児保育については民間では担いにくいということでおっしゃいました。これこそが私が一番心配しておりますこととございまして、民間が担いにくい。これはいろんな連携の中でやらなければならないから担いにくいということになっておりますが、それですと、子育て支援をやっている支援センターも当然公でやらなければならないわけですが、これは民間でやっておられるわけですね。その辺は詭弁だと思うのです。

やはり障害児保育につきましては、保育士さんと園児との数の問題がありまして、ゼロ歳児ですと、1人の保育士さんが3人まで、1歳児ですと国の基準6人まで1人なのですが、野洲市の方では考えていただきまして、4人まで1人ということとやっています。2歳児ですと6人まで1人、3歳児ですと20人まで1人、4・5歳児ですと30人まで1人というような形になりますが、障害児ですとやっぱりマン・ツー・マンでやっていかなければならないというふうなことで、民間ですと本当に経営が一番でございますし、どうしても経営の問題を考えていくと、障害児保育については、これはうちは受けられませんということになるのではないかとこのように私は考えるのです。

だから、この辺が、なぜ障害児保育が民間ではやれないのかということについても、今は担いにくいということでしたが、もう少し詳しくお話しいただきたいというふうに思っています。

それともう一点、民間の問題なのですが、私も民間企業に長年勤めておりましたので、やはりお客様第一、お客様のためなら何でもするという基本的な姿勢で会社の人生を送っておりましたから、非常に心配な部分があるのですが、今、テレビで「女王の教室」がありまして、子どもたちが先生に人権を侵害されながら頑張っている姿がテレビに出ております。子どもたちに幾らいじめを先生がやっても、家に帰って子どもたちは保護者に言わないし、先生はうまく保護者に目を向けた教室経営をやっておりますから、保護者からは、いい先生だ、いい先生だということになっておるわけで、このテレビでの子どもの人権というものについては本当に何も無いなというふうなことで見ておるのですが、民間経営を考えると、当然保護者の皆さん方に、この園はすばらしいな、いいなということを知っていただく経営をしていかなければならないわけですから、子どもよりも保護者に目を向けた経営をしていくということになるのではないかと。それで、子どもは園のことについてはこのテレビのように、声を出さない、出せない、こういうふうな状況になってまいります。

人権を基本に、生きる意味が実感できる野洲市でございますので、民間の経営にゆだねた場合に子どもたちの人権がどのように守っていけるのか、これについてもお尋ねしたいというふうに思っております。

続きまして、図書館でございます。教育長はかなりのんきに、制度導入を見守りたいということをおっしゃっていましたが、今まで野洲市でこういう基本的な制度を検討される部署の皆さん方は案外頑固ですので、一回しゃべったことは大体導入していくということですので、やはりきっちりと自分たちの立場を明確にされた方がいいのではないかとこのように思っています。

と申しますのは、今、学力の低下が非常に叫ばれております。この学力低下は今始まったことではありません。私どもの年代でも、昔の人と比べたらえらい学力が落ちたなど。私らの年代から下の者の年代を見ますと、本当に字も読めないな、文章も書けないなというふうなので、非常に学力の低下を心配しておりますが、現実には今の状況を見ますと、テレビやネットなど、あらゆる環境が幼児期からの読書習慣を阻害していくというようなことになっておりまして、子どもの読書離れ、活字離れが顕著になっております。

本来、子どものときに読書に親しむということが一番大事でございます。私も自分が小さいときを思い出しますと、「キンダーブック」というこんな薄い汚い本がありまして、その「キンダーブック」が10冊ほどありまして、今日はこの本、あしたはこの本という感

じで、その本を持って行って、縁側に座っている母親のひざに乗って、いつもこの本を読んでいたことを懐かしく思い出すわけなのですが、やはり子どもの読書は子ども時代に保護者から、また社会から受けて行って習慣にしていくというのは非常に大事なことだというふうに思っています。

平成13年5月に調査いたしました年間読書冊数ですが、1カ月の平均が、小学校は6.2冊、中学校が2.1冊で、高校は1.1冊。1カ月に1冊も読まなかった子どもたちは、小学校10.5%、中学校になりますと半分の43.7%、高校になりますと3分の2の67%というふうなぐあいになっています。

2003年にOECDの学習到達度調査がございまして、41カ国が参加しておりますが、その中でも読解力が著しく低下しているということが出ておりまして、参加41カ国中14番というような、非常に子どもたちが本を読まない、また、しゃべっていることが理解できない、そういう子どもたちがふえておりますし、趣味として読書をする習慣があるのかというこの設問に対しまして、OECDの平均では、31.7%は趣味としての読書はしないというのですが、日本では半分以上の55%が、趣味として読書はしない、必要があるときだけ、しょうがないから本を読むというようなこととございます。

こういうふうな子どもたちの状況でございますので、これらのOECDの学習到達度調査等の内容について、教育委員会も十分ご存知だと思いますが、それに対して現在の野洲市の子どもたちの状況や、それに対する対策についてどのように進められているのかということについてお尋ねしていきたいというふうに思っています。

また、司書教諭制度につきましても、やっぱり子どもたちに読書習慣を学校現場で付けていくということで、学級数の問題はあるのですが、基本は各校に司書教諭が配置されるということになったとお伺いしておりますが、この点についても、現在どのようになっているのかということについてお尋ねしていきたいというふうに思います。

続きまして、路線バスでございます。

循環バスにつきましては、せっかくいい制度をつくっていただいたのに、これは運用の仕方が悪い状況で、こんなものはやめた方がよいという話が出ておるということに非常に問題があるなというふうに思っております。

現状ですと、例えば三上のケースですと、朝一番のバスに乗りまして野洲の病院までまいります。診察を受けまして今度三上の方へ帰ろうということにしますと、1時間で終わると10時台に乗れるのですけれども、そうでないと、次は13時台まで待つてしまわな

ければならない。弁当持ちで病院へ行く、幾らお年寄りはお時間があるといっても、病院へ行くために弁当を持っては行けません。また逆に、アルプラへお買い物にお越しになった場合には、これも1時の弁当持ちならまた別なのですけれども、通常、買い物だけだと、ぱっぱと買って帰ろうとしても、次の10時に乗ると、1時間あるかないかということですから、それはお買い物もお年寄りにはできないということで、こういうふうなダイヤになっていて、実際に住民の皆さん方、特に高齢者の皆さん方にお使いいただくという目的でつくったこのバスが、お年寄りに利用がしにくいものになっておるといふ現状があります。

今申し上げた内容等が本当に皆さん方のもとにお客様の声としてどのように届いているのか、この現状について、まず1点お尋ねしたいというふうに思っています。

次に、高齢者割引制度の問題でございますが、栗東市さん、これは野洲市よりも早くやられたか遅くやられたかは別なのですが、市内循環バス、コミュニティーバスと既存のバスと、あとくりちゃんタクシーということで、デマンドバスなのですが、例えば金勝というところは山奥で、金勝の公民館から6方向ほどに山の中、山奥へそれぞれの村に入っていくということになりますので、この金勝の公民館から例えば観音寺というところまで行こうとすると、金勝の公民館で降りて、そしてくりちゃんタクシー、デマンドバスを呼んで、そこで乗りかえていただくという方法をとって、くまなく市内の各地域を結んでいくという方法をとっておられます。

また、それ以外に、65歳以上の方に高齢者割引の券を3カ月に48枚お渡しになって、100円補助をされて、起・終点どちらかが栗東市から乗れば、例えば草津駅へ行かれても100円割引券を使えますよというような形で、高齢者の皆さん方が本当に元気に地域の中でお住まいができるような体制もつくっておられるわけでございますが、この辺について、今回の市内循環バスを導入するにあたって参考にされたのかどうか等についてもお尋ねを2点目にしたいと思います。

3点目ですが、現在、市内のバス路線は滋賀交通、それと近江鉄道の2社が走っております。昨年も申し上げておったのですが、路線バスの事業というものは、昭和38年から47年ぐらいまでの間は非常に順調よく推移しておりましたけれども、現在ではモータリゼーションの発達、また、2キロ圏以内の皆さん方は徒歩もしくは自転車であれば、バスには乗らない。そして、それぞれのおうちで各1台当たりの車を持つというようなことになりまして、基本的には交通というのはドア・ツー・ドア、魔法のじゅうたんのよう、

自分の家からじゅうたんに乗って、行きたいところへ行くという連続性が一番でございますから、バス事業というものはどんだんどんだんと厳しい状況に追いやられておりまして、公共交通、市内バスの路線がいつまでもこの状態に残っていくということについては非常に厳しいものがあるわけでございます。

そういうことで、今回の市内循環バスにつきましてもバス路線と競合したり並行したりしている部分が非常に多いわけでございますが、この点について、これからのバス事業者をどのように守っていくかということを実際に考えていただかないと、バス事業者が、じゃ、もう本当にこの路線はだめです、やめさせていただきますということになりましたら、住民の皆さん方と市とが真剣に論議をした中で、このバスを市営バスとして走らすということか、もうバスはない路線となるということにするか、それはどちらかの判断を我々が、皆さん方がしなければならぬわけですから、そういう意味では、民間が民間として元気に、補助金ももらわずに一人でやっている間は、やっぱりそれはそれでそこを守っていく。当然市役所の職員さんは公共交通を中心に、マイカーをやめてそのバスに乗ってくるなど、いろんな率先垂範をしながら路線を守っていくことが、ひいては野洲市の財政に負担をかけないことになると思いますので、この辺についても一緒にご回答をお願いしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 藤村議員の第1点目の指定管理者制度についての再回答をさせていただきます。

確かに、ご指摘されますように、この制度につきましても実質的に新市における合併後の取り組みで十分議論ができなかった面があると考えております。

しかし、先ほどもお答えいたしましたように、各施設には機械的にただ制度を当てはめるというものではなく、施設の特性等を十分踏まえた中で検討してまいりましたので、ご理解のほどをお願いいたします。

そしてまた、先ほども申し上げましたように、今後、来年4月から指定管理者制度で運営する施設の成果、また運営状況を評価・検証いたしまして、また、市民からのご意見を踏まえながら、今現在、基本方針でそれぞれ施設を定めているわけでございますけれども、その辺も十分検討してまいりたいと考えております。

そしてもう一点、行政改革と指定管理者制度の関係でございますが、既に行政改革につ

きましては国が5年間で4.6%の削減を言われております。議員がご指摘されますように、当然行政のスリム化は必要であると考えております。今年度策定する予定であります行政改革大綱の中で十分検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） それでは、指定管理に関します保育園の関係の3点の再度のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、公立・私立の保育園の格差はあるのか、あるとすれば、それはどういう内容であるかというご質問でございますが、これは先ほど答弁を申し上げましたように、保育指針に基づいて、公立であろうと私立であろうと、この指針、一定の基準に基づいて運営をしておりますので、保育内容の格差はございません。

ただ、あるとすれば、これは平成15年の私どもの公立保育所と私立保育所の1人当たりの園児の経費でございますが、公立保育所は私立に比べて1.5倍の経費がかかっているわけです。その中身を見ますと、やはりこれはほとんど人件費ということで、公立保育園の場合は非常に経験豊富な保育士さんを確保することができますが、そういう点では、私立の保育園におきましては経験豊かな、経験を非常に積み重ねた保育士さんの確保が非常に困難であるというところがあるというふうに思っております。

それから、2点目の、障害児保育を民間には担いにくいという点で詳しく説明をということでございます。

障害を持って生まれた場合、この子どもが出生から社会に出ていくまでいろいろな支援が必要であります。現在、本市では障害児対策委員会を持ちまして、保育の現場、幼稚園の現場、あるいは保健の現場、それから、地域で支える民生委員さん等を含めて、この障害児支援体制を今日まで築いてまいりました。そういう意味で、障害をお持ちの子どもに一貫した保育、教育、社会に出ていくまでの支援システムで動いておりますので、そういう点では非常に効率よく、公立の場合は一貫した支援ができるという点で、これは公立が担っていくべきであるというふうに考えております。

それから、民間に経営をゆだねる場合、子どもたちの人権をどのように守っていくのかという3点目のご質問でございますが、この点につきましては、平成9年4月1日で厚生労働省の児童家庭局の保育課長の通知が出ておりまして、人権を大切にすることを育てる保育ということで、これに基づき、公立であろうと私立であろうと、子どもたちの人権を大

切にしていくという保育の内容になっております。

ご質問のように、この乳幼児期が生涯にわたって人間形成の基礎を培う極めて大事な時期でありますので、この点につきましても私どもは現在、人権保育基本方針というものを策定しておりまして、当然私立の保育園の方もこの方針に従って保育をしていくということで日々研さんを続けているという状況でございます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 藤村議員の再質問にお答えいたします。4つにまとめてお話をさせていただきます。1つは学力問題、OECD、2つ目が子どもの読書離れ、朝読書の取り組み等につきまして、3つ目が野洲市の子どもの特に国語に関わります学力の問題、それから最後に司書教諭につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、学力の問題でございますが、OECD（経済協力開発機構）の学習到達度調査というのがございまして、これは世界の41カ国が参加しまして、2003年度、平成15年に実施がされています。これで日本の子どもたちの学力の低下が指摘されるようになったわけですが、まず、調査の読解力の定義でございますが、調べたところによりますと、自らの目標を達成しまして、自らの知識と可能性を発達させて、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力と定義しております。ちょっとややこしいのですが、読解力といいますのは、個々の生活に役に立つような、そういうような国語の力というふうな。ですから、知識の量をはかるものではない。生活に役立つ、そういうような読解力というふうな見方です。

そうしたら、具体的にどの程度の学力だったのかということですが、レベルが5段階ございまして、上位のレベル、レベル4とレベル5につきましては、13カ国あって、その中の9位というように、余りよくないのです。そして、レベル1がまたちょっと多いのです。したがって、日本の子どもたちの学力は両極に分かれている、そういうふうな読まれております。

関連しますので、それじゃ、野洲市の子どもたちの学力はどうなのかということですが、ちょっとデータが古いのですが、2年前に、ある学校で調査、中学校1年生でございます。そのときのデータを参考までに紹介をさせていただきますと、割といい分野が、会話の内容の聞き取りが割といいですね。それから、これが正答率が学年平均が94.7%でございます。それからもう一つ、いい方を先に言いますと、話す・聞く能力、これが学

年の平均が94.7%。ちょっと落ち込むのが、最も悪いのが漢字の書き取りでございます。このクラスの平均が39.5%、そしてその学年の平均が50.2%というように、ここが落ち込んでいます。そういうように、いいところもあるのですが、特に読む能力のところを見ますと、これも余りよくないですね。クラス平均が57.7%、それから、学年の平均が58.2%。こういうような、ちょっとデータは古いのですが、野洲市の実態がございます。

それから、次に2つ目、子どもの読書離れに関わりまして朝の読書の実態を紹介させていただきますと、6つの小学校共に朝読書をやっています。毎朝やる学校もありますけれども、週に何回という学校もございます。6校共に朝読書をやっています。それから、中学校でも一部、読書が行われています。それから、ある学校では野洲市立の図書館との連携を強めておりまして、図書館から司書に来ていただいてブックトーク、あるいは読み聞かせなどをしてもらう。それから、市の図書館から月50冊の本を借りまして移動図書館をする予定だというような学校もございます。それからもう一つの学校では、野洲図書館の館外貸し出し、月1回、これをお願いしている。このように、朝の読書は各小学校でやっていますし、市立の図書館とも連携しながら進められていると。こういうようなことをご紹介します。

それから、司書教諭につきましてですが、司書教諭は11学級以下の学校には置かなくてもよいということになってあるのですが、野洲市では学級数に関わりなく、すべての学校、小・中学校9校共に司書教諭を置いております。そして、それぞれの学校での図書館教育の中核をなしている、リーダーシップをそこで発揮している、こういうようなことでございます。

ただ、課題がございまして、司書教諭はフリーがなれるといいのですが、それだけの余裕がございまして、学級担任が司書教諭を担当しているという学校がございまして。そういうようなことで、若干課題はございますけれども、図書館教育につきましてそれぞれの立場で努力をしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部次長。

市民健康福祉部次長（高田一巳君） 藤村議員の再質問にお答えいたします。

まず第1点目の、市民の声はどうかということですが、確かに本事業を始めましてから、全市域に4路線で拡大いたしまして、「市長への手紙」等で、ダイヤの件、系

統の件についてのご要望がたくさんあるということで、関心の深さがうかがえるというふうに考えております。

それから、第2点目の栗東市のくりちゃんタクシーや路線バスの高齢者乗車券の割引制度等を検討したかというご質問でございますけれども、この件につきましては、まず、合併調整方針に基づきまして、市内全域4コースで循環バスを走らすということに集中してまいりましたので、確かに、ご承知のように、その件につきましては検討されておられませんけれども、6月議会で田中良隆議員さんの方から、先進事例、そしてまた利用拡大の提言をいただきましたので、その件につきましては担当課の方において検討しているところでございます。

それから、3点目の路線バスと競合しているところについての見直しということでございますけれども、確かに廃止路線に名前が上がってから慌てておってはとても間に合いませんので、この件につきましては交通政策の担当課とも検討してまいりたい、かように思います。

以上、再質問の答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 藤村洋二君。

1番（藤村洋二君） それぞれお答えをいただきましたが、総務部長、やっぱり今回の行財政改革も、主体的に自分がやるということではなく、国が4.6%ということで、国の指針を申し上げられて行財政改革をやりますよとおっしゃっているわけで、やはり自分たちがこの組織を、このまちをどうしていくのだということをもまず自分たちで考えていただく。そうでないと、本当に、根拠法令があるから指定管理者をやります、国が言っていますから4.6%行財政改革しますと。それでは地方分権ではないですね。

だから、その辺、十分やはり自分たちのまちを自分たちはどうするのだというつもりでやっていただくようお願いしたいと思いますし、今後、この指定管理者制度を導入されるについては施設、また市民の皆さんとも十分論議をしながら、一応5つの分け方をされたのですが、5つが基本的にあるということではなく、やはりそれぞれの施設の存在意義などを十分に検討して結論を出していただくように、これは要望でいいと思うのですが、よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

続きまして、保育園ですが、格差についておっしゃいましたが、基本的に保育の問題につきましては何ら格差がないと。ただ、経営の問題で考えますと、公立保育園は1.5倍の経費がかかっている。その理由は、経験豊富な人が多いということで、公立保育園につ

いては経費として運営経費が高く付いているということなのですね。

現実にそれぞれの仕事の内容をもう少し考えていかなければならないなと思うのですが、保育士さんというのは子どもたちにとっては昼間のお母ちゃんですね。お母ちゃんが、この職場にいづらくなって、給料も安いし、使われるのがえらいから替わりますという、ころころと替わっていたのでは、子どもたちは本当に困ります。

だから、経費を下げることのみが目的で保育園の指定管理制度の導入ということは、それはおかしいのではないかというふうに思っています。やっぱり例えば保育園の園長さんが、ある程度の親のつらい思いを、しんどい思いを受けとめて、親に対して十分サポートできるような、それだけの力を持っておられる方を基本的に採用しなければならないだろうし、そういうまたある程度の世代間のバランスをとれた保育士さんを採用してほしい。こんな条件で民間の方に、じゃ、こういう形で指定管理をして下さいということをやったら、基本的には今の公立保育園をそのまま持っていくのと同じことになると思うのです。だから、その辺はやっぱり保育士さんの場合には経験や処遇やサービスの質の問題をどのようにするか、それがその指定管理をするときに手を挙げた人に条件として出していけるのかというようなことが大事だと思うのです。

ともすれば、野洲市の場合は本当に金額だけで、相手さんの、民間の手を挙げられた企業のことを考えていないと思うのです。例えば福祉バスの運行一つ見ましても、今260万ぐらいで運行を受けています。正しい金額でないので、申しわけないのですが、260万としたら、その人が、例えば1人の運転手さんが毎日来たとしても260万。飯が食える金額じゃない。それをその企業に契約をしたら、その企業はその運転手さんの教育や、そういうようなものに経費をかけるような余裕がありますか。それは一切ないわけです。しかし、なくても、金額だけで260万のところへ契約をしていくということになれば、本当にあくまでもその仕事の内容をきっちり見た中でやっていくということになっていないと思うのです。

だから、今回も保育園のこの問題について、格差が1.5倍ありますと。しかし、この1.5倍についてはこのような状況で1.5倍があるのですと。そして、それは厳しい今の子ども、育児放棄や虐待やネグレクト、いろんなこういう問題があって、しんどい親がある。これに対して親にどのように介してやるのだということを公立の保育園の先生は非常に一生懸命やっておられると思うのですけれども、その辺の部分が今後この指定管理の部分でどのようにいけるのか、その辺について非常に心配しますが、この点について福祉

部長の方でどのようにお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

それと、図書館の問題ですが、今も子どもたちの状況を聞かせていただきまして、取り組みとしては、僕は基本的には学力を上げなさいというようなことは思っていません。やっぱり日本人として、日本人としてのコミュニケーションはとれ、その出した言葉、ことだまといえますか、それに命を与えていけるような子どもをつくってほしい。そのために国語の教育、読書をやってほしいということです。

ただ、学校の場合ですと、今も聞かせていただきますと、特別な対策としては朝読書をやっていただいて、これはしないよりはずっといいのですけれども、これが一つの行事化してしまうということで、子どもたちの生活習慣の中にそれをどう入れていく。当然それは我々大人に対しても、社会に対してこの読書を入れていって、子どもたちにどう定着させていくか、こういう運動へ広げていただかないことには、子どもの読書離れ、それはひいては日本人としてのアイデンティティーや心というものをなくしてしまう、日本人でない子どもをつくってしまうということになりますので、ぜひこれについて、もう一度この分に、私が今申し上げた、社会も含めた対策について考えられるのなら、一度お伺いさせていただきます。

それと、循環バスにつきましては、始まって5カ月ですので、5カ月だから、なかなかそんな朝令暮改みたいなことはできない、これが市役所の論理だと思います。しかし、現実に住民の皆さん方が使いにくいとおっしゃっているのなら、たとえ5カ月、6カ月であっても、やっぱり住民の皆さん方の声を聞き、市内循環バスが走ってよかったなというものに速やかに変えられるようにしてほしいと思うのです。

やはりその辺が市役所の皆さん方は、まだ5カ月しかやっていないし、この前やったところだから、なかなか手を付けられないなというようなご心配をされていると思うのですが、市民の皆さん方が使いやすいバスに変えてもらうのは、それは今まで走ったことのない路線で、民間ですと当然そこに先に市場調査もして、どれくらいお乗りになるかということで一つの路線をつくれますけれども、そんなのでなくて、住民の皆さん方の要望をいっぱい集めて一つの路線をつくっているのだから、当然そこに乗られる方、乗られない方があって当たり前なのです。これは民間とは違うのですから。

だから、そういう意味では、今のお客さんがお乗りになっていない実態というのはもう当たり前のことですので、ぜひもう一度まじめに取り組んでいただきまして、皆さん方とご協議をいただいて、よりよい市内循環バスをつくっていただくようお願いしたいと思

います。

また、公共交通につきましても、このような厳しい状況ということについて当然市民の皆さん方にご理解いただけるような啓発活動を進めながら公共交通を守っていくということについて取り組んでいただきたいと思います。これは要望にしておきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 再々度のご質問にお答えいたします。

しんどい、あるいは児童虐待等の、今、社会で非常に問題になっている、こういう問題について本当に保育現場の中で保育士さんが日夜取り組んでいるということ、このことについてどう認識をしているかというご質問でございますが、私どももこの点についてはやはり日々、日常の保育現場の中で保育士さんが、従来の子どもの保育ということではなく、現在は家族全体を支えていくというふうな視点に立って保育をしております。そういうところで保育園長の話は私も十分聞いておりますし、そのことは本当に保育園長が昼夜を忘れてでも支援をしているということも十分認識をしております。そういうような状況も踏まえまして、今後、指定管理につきましても十分検討し、議論をして方向性を出したいというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 藤村議員の再々質問についてお答えいたします。読書活動といいますが、読書を通しまして日本人のコミュニケーション能力といいますが、その育成等につきましてのご質問だったと思います。

朝読書がいわゆる生活の中に、子どもたちの生涯にわたって読書習慣が付くように、こういうようなことで、1つ、幼稚園の取り組みをここで紹介させていただきます。幼稚園では園外保育ということで、市立の図書館に子どもたちを連れていきまして、そしてそこで館長さんのお話を聞いたり、あるいは司書の方からお話会をしていただいたり、楽しいひとときを過ごしまして、その後、本を借りて帰るのです。そして、おうちへ持って帰って、今度は本の返却は親子でといいますが、お母さん、親が責任を持って図書館へ返す、こういうようなことをやっております、親もそういう気持ちにやはりなっていくといいますが、図書館とのつながりを。そして、子どもを、いわば図書館と幼稚園と、そして保護者で読書好きな子どもに育てていく、そういうような工夫した取り組みがあることをご紹介しておきます。

それから、学校の方では、総合的な学習でそういういろんな調べ学習で本に親しむとい
いますか、本を活用するといえますか、これも生活科につながっていくだろうというふう
に思いますし、校内研究で取り上げている学校がございますし、それから、なかなか日ご
ろできませんと、やはり長期の休業中を利用して子どもたちに読書をさせて感想文を
書かせるなど、いろいろ方法はあるわけですが、そういうような取り組みをしているとこ
ろでございます。しかし、すべて完璧とはなかなかいきませんので、今後も管理職の研修
会を通しましてこの読書指導の徹底を図っていきたい、このように考えております。ご理
解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第2号、第21番 田中榮太郎君。

21番（田中榮太郎君） 21番、田中榮太郎でございます。皆さん、おはようござい
ます。障害者、高齢者の災害時の支援策について質問をさせていただきます。

我が国は地形、気象、位置などの自然条件から、地震、豪雨、台風、洪水、津波等、多
くの自然災害が発生しやすい国土となっております。それだけに、毎年、自然災害により
尊い人命や財産が失われております。また、都市化、高齢化といった社会情勢の変化によ
って災害の様態は複雑化し、自然災害、事故災害共に、従来では考えられなかった事態も
発生しております。

こうした災害から生命、身体及び財産を守ることは政府の最も重要な責務の一つとして、
平成13年、中央省庁再編により防災担当大臣を置き、政府全体の見地から災害対策の企
画立案、総合調整が行われております。本市においても防災担当を設置されております。

最近、自治体においてもその災害対策に関する制度や施設、設備の充実が図られており
ます。本市においても今年度、地震や台風などの、ライフラインが寸断される大きな災害
でも、迅速な情報提供により、最小限に食いとめる防災行政無線の整備を行おうとしてお
ります。

迅速かつ的確な災害対策が実現するためには、防災に関わる人材の育成、また、住民が
平常時より災害に対して整えを強化し、自分の身を守り、さらに互いに助け合う観点から、
ボランティアや自主防災組織等に求められるべきものです。根本的には住民全体の防災意
識の高まりが住民の防災力を高めることではなかろうか。災害はいつどこで発生するかわ
かりません。

そこで、災害時に健常者と行動が伴わない、逃げ場を失う障害者、高齢者等、弱者の安

心できる支援・援護策をどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 障害者、高齢者の災害時の支援策についてのご質問にお答えいたします。

災害の発生時、自分の身を守ることが困難な方々へいち早く災害情報を伝え、避難誘導・介助支援を適切に行うことは最も重要であると認識をしております。

現在の支援策としましては、湖南消防で、要援護の高齢者や障害者を対象に、あらかじめ登録をされた方に対し、災害が発生したとき、電話やファックス、メールなどで災害発生をお知らせする災害福祉ネットワークサービスがあります。また、独居高齢者などが急病や事故に遭ったとき、湖南消防本部に機器で通報すると、あらかじめ登録された協力員の支援を得て速やかに救急活動を行う緊急通報システムなどがあります。

また、障害者、高齢者等の社会的弱者の災害時の支援体制につきましては、基本的には現在策定中の野洲市地域防災計画により進めておりますが、担当部といたしまして現在取り組んでいますことは、災害時即訪宅等により要援護者の確認と支援が必要であることから、自治会ごとの要援護者名簿の策定作業がほぼ終了いたしました。

しかし、個人情報保護の観点から、今後この名簿をどのように生かしていくかという検討や、民生児童委員や近隣住民、ボランティアを含め、地域ぐるみの救護体制の徹底をどう進めていくか、その他種々の支援体制の整備が必要でありますので、引き続き庁舎内の関係部や地域、関係組織と連携を図り、災害時、障害者や高齢者が安心して行動できるような支援体制の強化に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 田中榮太郎君。

21番（田中榮太郎君） ただいまご回答をいただきましたが、本市の要介護者は何人ぐらいおられるのか。

また、その他いろいろ支援策を述べられましたけれども、災害弱者はそれぞれの立場の異なる方がおられます。そういった認識のもとで、最後に言われました、安心して行動できる支援体制の強化とは具体的にどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 再度の2点のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、要介護者は何人いるのかということですが、高齢者の要介護

者は約 1,300 人の対象を考えております。その他、障害者につきましては、身体障害者では 1,450 人、知的障害者では 250 人、精神障害者では 106 人という状況でございます。

それから、2 点目の災害時に障害者や高齢者が安心して行動できる支援体制の強化でございますが、私どもの担当部といたしましてのネットワークは、民生児童委員あるいはボランティアセンターと連携を図ったボランティアの災害時の育成という部分でございます。現在、総務部の方で取り組んでおります防災自治会等の問題も当然でございますが、こういうふうなところでのいろいろな関係の団体のネットワークがまず必要であるというふうに思っております。私どももこの点につきましては具体的にそれぞれの団体とお話をしながら、どのように進めていくことがこの災害弱者の方たちにとって安心のネットワークが進められるのかというようなことも今後話し合っていきたいと思っております。

現在、とりあえず取り組んでおりますのは、社会福祉課の方で、地域福祉を進める会を各学区別に進めておりまして、この学区別の課題の中で、障害をお持ちの方の、災害時にどういうふうに支援体制を組めばいいかというふうな議題を設けていまして、市民のこの会の方たちとも話し合いを進めております。現在、いろいろな方向で取り組んでおりますので、そういう点では、どういう方向性というのは今後その中で決めていきたいというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 田中榮太郎君。

21 番（田中榮太郎君） 先日、米国でハリケーンカトリーナの災害が起こったわけでございますけれども、これは防災意識の希薄さから、かなり大きな災害、長期にわたっての災害であるというようなことでございます。それにはやはり災害弱者が非常に多かったというような報道もされております。

ただいまお答えをいただきますと、今後このような対策をもっているいろいろな考えていくというようなことでございますけれども、先ほど私が申しておりますように、いつどこで瞬発的に起こるかわからない災害を、じっくり物を考えて万全を期するということより、まず行動を起こしていただきたい、このように思うわけでございます。起こってからでは、このような何ぼ意識があっても、また支援があっても、その援護策には通じないというようなことございまして、いろいろ、先ほど個人情報保護の観点から答えられましたけれども、プライバシー保護に配慮した要援護策と避難誘導體制、これもやはり個人じゃなく

てまた施設もありますので、ひとつそういうような施設の対策というものをどのようにされていくのか、また、介護の必要な場所の確保も考えていかなければならない、そういった観点から、幅広い民間を含む社会福祉施設との協定なり連携体制の強化も必要ではなからうかなという思いでございます。

雑駁に総体的なお答えをいただきましたけれども、やはりこういうようないろいろのマニュアルですか、我々がいただいておりますマニュアルをもって、やはりその自治会なり関係者、またその施設等に出向いてきめ細かい訓練、指導、そういうことも必要であるかと私は考えております。

そういったことから、今後いろいろ、考えている、考えているばかりでは、これは防災に関しては急遽このような策定意識を向上するためにも必要かと思いますが、特に私の質問させていただいております災害弱者に対しての本当に安全で安心である対策が足りるのか、早急に望むわけでございます。そういった考えをもう一度お聞かせ願いたい、かように思うわけでございます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 再々度のご質問でございますが、災害弱者に対する緊急の対応ということは私どもも十分最重要課題というふうに認識をしております。私どもの部、また関連する総務部と十分連携をとって、この点については、まず行動を起こすということで取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第3号、第7番 三和郁子君。

7番（三和郁子君） 7番、三和郁子でございます。

ユニバーサルデザインのまちづくりについて、1件目、お尋ねいたします。

ユニバーサルデザインの考えには7つの原則があります。それは、1、誰にでも公平に利用できること、2、使う上で自由度が高いこと、3、使い方が簡単ですぐにわかること、4、必要な情報がすぐに理解できること、5、うっかりミスや危険につながらないデザインであること、6、無理な姿勢をとることなく少ない力で楽に使用できること、7、アクセスしやすいスペースと大きさを確保することの7項目であり、この原則は、すべての人にとって、できる限り利用可能であるように、製品、建物、環境をデザインする理念に基づいております。

さて、平成12年、高齢者、身体障害者等の交通機関を利用した移動の円滑化の促進に

関する法律（通称交通バリアフリー法）、目標年次2010年（平成22年）の制定・施行に伴い、野洲市においても、住民にとって何がユニバーサルデザインなのかの中で、交通に関し、交通バリアフリー基本構想を設定し、その具現化努力がされていると認識しております。

この交通バリアフリー基本構想は、すべての人が楽しく安全で快適に暮らせる「ほほえみやすを目指して」を基本理念とし、1「ユニバーサルデザインの考え方をもとに、移動しやすい環境づくり」、2「利用者や生活者の意見を計画・設計・整備に反映させる」、3「住民、事業者、行政が共に考え、取り組む」、4「共生し、助け合う、心のバリアフリーに取り組む」、5「交通バリアフリーに関するわかりやすい情報を伝える」の5項を基本方針としていることは周知であり、その進捗に期待と注目をしているところです。

そのことにかんがみ、交通バリアフリー基本構想に照らしての進捗状況、及び交通バリアフリー基本構想以外のユニバーサルデザインに関わる施策や方針、進捗についても伺います。

2点目、野洲市のアスベスト対策についてお伺いいたします。

全国的にアスベスト禍が問題化し、政府、自治体、企業など、その対策に苦慮している現状が日々報道されております。野洲市においても8月4日、野洲市危機管理対策本部を設置し、公共施設の検証、調査、含有量特定、そしてその対策について検討がされ、状況報告が8月24日発せられました。その調査の結果では、中主給食センターボイラー室、中主B&G海洋センター体育館機械室の2施設に問題があり、含有量の特定を待たずに封じ込め工事の発注がされたとの報告がございました。8月24日付の報告をもって、処置対象2施設以外の公共施設については実質安全宣言と受け取ってもよいものか、お伺いいたします。

次に、先般、野洲市内の企業でアスベストを原料とした製品製造企業の新聞報道がありました。当該企業の現状、就労されていた従業員の皆さんの健康状態、あるいは周辺地域への影響など、行政として調査されていると思います。今後の追跡調査等の方針も含め、調査結果についてお尋ねいたします。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前10時29分 休憩）

（午前10時45分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 三和議員ご質問の1点目、ユニバーサルデザインのまちづくりのうち、交通バリアフリー基本構想に照らしての進捗状況についてお答えいたします。

基本構想では、野洲駅を中心としておおむね500メートルから1,000メートル以内の地区を重点整備地区として、また、重点整備地区の中で野洲駅から公共施設や福祉施設などの主要施設までを連結する主要な経路を特定経路として設定し、駅から高齢者や障害者などの皆さんが多く利用される経路を中心にバリアフリー化を進めることとしています。

この交通バリアフリー基本構想の実現に向けて、本年度、野洲市交通バリアフリー道路特定事業計画を策定する予定となっております。これは、基本構想に沿って重点整備地区内の特定経路について具体的な事業計画を策定することです。本事業推進のために、野洲市交通バリアフリー道路特定事業計画策定のための調査・計画業務を業者委託いたしまして、まちづくりの面からもより有効かつ効果的なバリアフリー化整備を推進するために調査を実施し、計画を具現化していく予定をしております。

また、一体的なバリアフリー化を実現するためには、道路管理者だけでなく鉄道やバス会社などの公共交通事業者や公安委員会とも、整備時期や事業内容について連絡調整等を図りながらバリアフリー化を進めていく予定でございます。

さらに、野洲市交通バリアフリー道路特定事業計画を策定するためには住民の皆さんの意見を反映させる必要があることから、野洲市交通バリアフリー推進協議会を設立し、協議を十分にした上で取りまとめを行う予定をいたしております。

以上、お答えいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員のユニバーサルデザインに関わる施策や方針、進捗についてでございますが、今年度より、高齢者、障害者等にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図る等、福祉のまちづくりのために必要な施策を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的としました「滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例」が「誰もが住みたくする福祉滋賀のまちづくり条例」として名称が変更されると共に、届け出が必要な施設の範囲の拡大や整備基準の見直しが行われました。本市におきましても、この条例の整備基準に基づき、道路や公園等、公共施設整備を進めると共に、民間における施設整

備に関しましても、基準に沿った施設となるよう指導を行っております。

また、本年度から総合計画や障害者福祉計画などの各種まちづくり計画の策定に着手することとなっておりますので、これらの各種計画にもユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、市民、事業者、各種団体、そして行政が共通理解と連携を行う中で、すべての人が個人としてお互いに尊重し合い、等しく社会に参加し、家庭や地域社会で生き生きと生活できるユニバーサル社会の実現を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の野洲市のアスベスト対策についてでございますが、三和議員ご指摘のとおり、アスベスト対策につきましては、去る8月4日に野洲市危機管理対策本部を設置いたしまして図面等による検証を行い、今回、昭和55年までに建設された公共施設のうち中主給食センターボイラー室及び中主B & G海洋センター体育館機械室の壁等に吹き付け材が露出していたため、含有量の分析に時間を有することから、急遽、封じ込め工事等を発注したものでございます。

また、工事を行った2カ所を含め、その他の露出していない施設の吹き付け材や昭和56年以降の吹き付け材等につきましても含有量の分析を発注したものでございます。今後、分析結果を見て対策を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の野洲市のアスベスト対策についての、野洲市内のアスベスト取り扱い企業の状況についてお答えいたします。

今回、アスベスト取り扱い事業所の新聞発表におきまして、野洲市内ではオリベスト株式会社特定粉じん発生施設の届け出工場として公表されております。この特定粉じん発生施設届け出と申しますのは、大気汚染防止法により、石綿を取り扱う工場・事業所はすべて県に工場施設状況について届け出をすることが義務付けられております。このことから、県では県内の特定粉じん発生施設届け出企業で県内10社すべてにつきまして7月に立入調査を実施いたしました。

当社に関しましては、過日7月14日に滋賀県が実施しました特定粉じん発生施設の届け出工場の立入調査に市職員も同行し、工場施設の状況等について調査を行いました。この立入調査結果は県から公表されており、その内容といたしましては、当社は昭和48年5月から平成3年3月までアスベストを使用しております。また、平成3年5月16日をもちましてアスベストの使用の廃止届を県に提出されておりますので、現在の工場内には

アスベスト関連の資材、製品は存在していません。

また、大気汚染防止法によりアスベストの規制基準が定められましたのは平成元年度からですが、当社では昭和63年度から平成3年度まで会社敷地境界でのアスベスト濃度の自主測定が実施されており、各年の測定結果は大気汚染防止法によります特定粉じん規制値以下の数値でありました。

また、当社では石綿を取り扱っておりました期間、昭和48年から平成3年の間におきまして作業環境測定を行っており、現在残っている測定記録によりますと、当時の労働安全衛生法に基づくアスベスト作業環境評価基準値以下の作業環境測定値であったことの報告を受けております。

就労者の健康被害につきましては、立入調査時の聞き取りでは、発生していないとのことでありました。また、その後の労働基準監督署から同社への指導によりまして、アスベスト関連作業従事者の退職者の健康診断を実施する予定を聞いており、これにつきましては10月末には診断結果が出る旨の連絡を受けております。この件につきましては労働基準監督署が所管される件でございますけれども、今後、県等関係機関と連携いたしまして情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 三和郁子君。

7番（三和郁子君） それでは、ユニバーサルデザインのまちづくりにつきましてもう少し質問をさせていただきますが、交通バリアフリー、この整備は何をどれだけ整備すれば充足されるのか、基準があってないような課題かと思えます。効率的、そして効果的な整備をお願いしたいものなのですが、整備推進にあたっての一番大切なことは、実施すべき整備内容の吟味はもちろんですけれども、先ほどユニバーサルデザインの質問でもいたしましたけれども、7つの原則と5項目の基本理念、この考えにどれだけ意識を配れるかということかと思えます。

重点整備地区の歩道整備におきましては、幅の拡張や点字ブロックの敷設整備が幹線道路でかなり進んでいるということは認識しておりますし、また、歩行者、そして自転車通行で、身障者の方、あるいは車いすの方たちの安全性もかなり改善されたとは思いますが、重点整備地区以外、離れたところはまだ改善の余地があるかと思えます。

改善された場所なのでございますけれども、その場所に、点字ブロックの上に荷物が置かれていたり、自動車が駐停車していたり、そういう光景がしばしば見受けられます。これでは安

全性が十分確保されているとは言えないと思います。

身障者の方の駐車場も、適切な場所に十分なスペースが確保され、整備・改善の跡がうかがわれてはいるのですが、しかし、遠くから見ても一目で見える標識、そういうものの設置や、駐車スペースの枠内をカラー塗装してほしいという要望がございます。先日、こういう要望を受けまして、私もいろいろなところを見てまいりましたが、このようにカラー舗装されて、一見見てすぐ、ああ、ここが障害者の方の駐車場だなと。標識もちゃんと立っておりますので、一目でわかるのです。健常者の方は、あそこが障害者の方のスペースだからというふうな意識が持てるということで、野洲市内を見て回りますと、まだこういう配慮の点が足りないところもあろうかと思えますし、ひどいところでしたら、公共施設のところにこのように駐車場のマークもございませんし、障害者の方の駐車場ですという、こういう言葉もここにはあるのですが、これはそこに行ってみないと全然わからないのです。

そういうことなども踏まえまして、まだまだこういうミラーと進入標識で見えない。これは本当におかしい。このミラーというのは安全のために付いているはずなのですが、そこへ駐車場の禁止のマークがミラーの前にぼんと立っているのです。こういうことなどはまだまだ野洲市内にあります。それとか、工場の前なのですが、点字ブロックがされているのですが、そこも車の出入りが多くて、点字ブロックが消えてしまっているのです。

こういうことなどをかんがみまして、これは先ほども述べましたけれども、ユニバーサルデザインの基本的な考え、これはどれだけこの考えに意識が配れるかということかと思えます。整備すればそれで完結ではなくて、何かのアクションを起こせばその時点がスタートということ、私はこれはどの分野でも言えると思うのです。今回はこのユニバーサルデザインにつきまして質問いたしておりますので、この時点でやっぱりアクションを起こしたら、次が、その時点がスタートということを行行政の皆さんはしっかり肝に銘じていただきたいと思えます。

そして、このことにかんがみましてまた細部にわたって伺いますが、第1点ですけれども、歩道の総合的な安全確保に関しては、定期的な巡視や啓発用の標識設置、マナーの啓発、そういうものの努力の必要があると思えますが、お考えを伺います。

2点目ですが、身障者の方の駐車場に関しては、先ほど、こういうまだまだカラー舗装してみたり、標識をちゃんと立てて一目でわかるような、民間の駐車場にこういう写真、お見せしたヒントがあります。一味違った安心と安全のモデルを模索願いたいと思えます

が、お考えを伺います。

3点目ですが、旧中主町地域の交通バリアフリーの基本構想はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、アスベスト対策の件についてお尋ねいたしますが、アスベストの建築物への用法は周知のことですけれども、大きく分けまして、保温、断熱、耐火を目的とする被覆材としてアスベストを吹き付ける。もう一点が、屋根、壁、天井材などの建築資材に、アスベストを含んだセメントなどを板状に固めたスレートボードを用いる。この2つの主な用法かと思えます。露出した状態でアスベストが用いられておれば、健康への影響が心配されますので、速やかにその状況を排除しなければなりません。アスベストの対応には、露出していなくても、差し当たっては健康被害が生じない場合がありますけれども、改修あるいは解体時に被害が発生することも予想されます。中主給食センターボイラー室、中主B & G海洋センター体育館機械室のアスベストの露出に対する封じ込め工事は、これは健康に関わる優先課題でありまして、安全・安心の職場環境整備の観点から、先行工事発注は適切だというふうに、これには評価させていただきます。

そこで、これは人命に関わることですので、もう少し細部にわたってお尋ねいたしますが、まず第1点ですけれども、今の答弁によりますと、今回の調査は吹き付け材のみの調査・分析をされたということでしょうか。また、スレートボードなどの建材として使用されていることも十分考えられますが、その調査はされたのでしょうか。

2点目ですけれども、アスベスト含有の分析を発注された対象施設と、施設ごとの分析発注された場所、この2項についてお尋ねいたします。

3点目ですけれども、分析依頼された施設以外は安全施設宣言と受けとめてよいのでしょうか。

4点目ですが、2施設、先ほどの中主の方のボイラー室と機械室、この問題場所で働いておられた方の健康への影響はどのように判断されておられますか。その判断基準、及び問題場所の室内アスベスト飛散密度も含めたこの3項目についての所見も求めます。

5点目ですが、野洲市の民間企業の建築物等のアスベスト使用に関する行政の情報集約状況はどのような進捗なのか、お伺いします。また、今後の方針などについてもお尋ねいたします。

第6点ですが、市民の皆さんへのアスベストに関する相談、質問、あるいは情報提供・公開など、どのような体制を考えておられるのか、お尋ねいたします。

7点目ですが、他市町、県、国などの対外的連携システムはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

先ほどの答弁では十分にお答えいただけていないところがございますので、再質問の中に取り入れさせていただいております。このアスベストの件につきましては今7点お伺いいたしました。ただし、第1点と第2点につきましては2項目、4点については3項目伺っておりますので、適切なご答弁をいただきますようお願いをしておきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再度のご質問でございます。

まず1点目、歩道の安全確保のための定期点検、それからマナーアップ等についてはどうかということでございますが、定期的な点検というのは、月に何回と決めてやっているわけではございませんが、それぞれ毎日、現場等に行く時点で確認をしながらさせていただいている。それと、各自治会からのご報告等もいただきまして、それにつきましては、早急な修理が必要なところにつきましてはできるだけ早く修理をさせていただいているというところでございます。

それから、マナーアップの件でございますが、これにつきましては広報等を通じまして啓発に努めていきたいというふうに考えております。

それから、身障者用駐車場の確保、わかりやすい標示等についてということでございますが、私どもの部で担当している施設等につきまして、これも各公共施設がございますので、担当部、横の連絡をとりながら、今ご提示いただきました内容等を参考にしながら努めていきたいというふうに思っております。

それから、3つ目、旧中主町の方のバリアフリーの基本構想はということでございます。これにつきましても、旧野洲町と同様、分庁舎周辺を中心に公共施設間を歩いて、各協議委員会をつくりまして委員さんがおられましたので、歩いて確認をしていただきました。その中で、何が必要かということで基本構想が策定されております。これも含めまして今後取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、駐車場のユニバーサルデザインの件でございますけれども、議員がご指摘されますように、やはり職員の意識そのものが、先ほどお答えいたしましたのは、これからの新

設の場合、そういう県の基準等もございまして、それでやっていきたいと。既設の部分で不十分な面等々、やはり改善すべきところは改善していきたいと考えております。

そして、アスベストに関してたくさんご質問をいただいて、すべてお答えできるか、手持ちの資料の中ではあれでございますけれども、まず、第1点目の今回の調査についてでございます。吹き付けのみの調査であるのかということでございますが、公共施設についてアスベストを含有すると思われる部分についても一応調査をしております。先ほどお答えいたしましたように、まず、今現在露出している部分で、アスベストが含まれる可能性の高い部分については検体調査に時間がかかりますので、それについては緊急的に行ったということで、先ほど申し上げました中主給食センターとB & Gということでございます。それ以外につきましては今現在調査をしております。

ただ、アスベストの健康被害については今後またいろいろ情報等が出てくると思うのですが、やはり大気汚染防止法との関係で、空气中に飛散している部分の危険ということでございますので、今現在の対応はその部分で対応させていただいているということで、今後、情報等入手いたしまして、対応すべきところについては対応してまいりたいと考えております。

そして、2点目の検体検査に出した場所のご質問でございますが、あとは全部、先ほど申しましたB & Gと給食センターについては露出しているわけですが、それ以外のところについては一応天井の裏というような形での覆われた部分ということでございます。場所でございますけれども、1つは中主中学校の昇降口の天井裏でございます。そして、野洲中学校の渡り廊下の天井裏でございます。そして、野洲第1保育園の天井裏でございます。そして、篠原小学校の通用口の天井裏でございます。そして、野洲幼稚園の保育室の天井裏ということで、この7カ所を今現在、分析をしております。

続きまして、今現在まだ分析で結果が出ていないわけでございますけれども、中主のB & G、そして中主給食センターで働いていた職員の健康管理の問題でのご質問でございますが、先般、労働安全衛生委員会を開催いたしまして、今現在まだ分析結果が出ておりませんので、また、この安全衛生委員会は産業医にも参加していただきました。その中でこの分析結果、今現在のところ、今現在の職員について、まだ含有量がわかっておりませんので、やっておりませんが、その結果を見て、やはり状況で今後健康診断等々にも取り組んでいかなければならないと考えております。当然、まだ結果が出ておりませんので、大気中の分析も行っておりません。

そして次、民間企業の状況の情報収集でございますが、今現在のところ、民間企業に対しての情報収集ができておりません。

そして、市民への情報提供につきましてはインターネットのホームページで公表をしております。健康相談については健康推進課、そしてアスベスト自身の公害の問題等につきましては環境課へ、それぞれ専門的なことは県にその関係機関がございますので、その紹介をするというような形をとらせていただいております。

そして、最後に7点目の他市町への連携でございますが、当然今後、特に県との関係は連携をとっておりますし、他市町の情報についても収集をして、やはりそういう中で判断をしております。

そういう状況でございます。まだまだ不十分なところはあるわけですが、たくさんご質問いただきましたが、私どもの方で一応お答えさせていただきました。

以上です。

議長（秦 眞治君） 三和郁子君。

7番（三和郁子君） 交通バリアフリーに関しましては、基本構想整備完了時には、ユニバーサルデザインに根差した、安全と安心の約束されました野洲市になることを願っております。

既設のところ、これは早急に調査して安全確保、あるいは障害者の方にもはっきりとわかる、そういう整備等をしていただきたいというふうに思いますので、まだまだ野洲市内を調査しますと、かなり交通バリアフリーあるいはユニバーサルデザインに根差したものになっていないというふうに思います。

それとあと、コミュニティセンター等がございますが、その調理室の中を見ましても、障害者の方が使える、そういう調理室ではないのです。またそういうところもしっかり見ていただきまして、再度、誰でもが使えるユニバーサルデザインに根差した、そういう施設にしていただきたいとしたいと思います。

本当に言えば切りがないのですが、これはこれからの職員さんの課題かと思っておりますので、このユニバーサルデザインにつきましては今後よろしく願いいたします。

次に、野洲市のアスベスト対策の件でございますが、今、7点ほど質問させていただきました。最初の質問の中で十分な回答でないところがございましたので、再質問が多くなりましたけれども、まだまだ、今検討中とか、現在調整中とか、そういう段階というところなのですね。これはやはり市民にとっては、今これだけマスメディアを通じての情報が

ありますので、一步前進するような、そういうふうな体制をとりながら近付ける、市民が安心できる、そういうふうな対応をしていただきたいというふうに思いますし、例えば祇王小学校、ここはどうなのでしょう。今回、対策本部の調査報告では、アスベスト問題有無の調査判断を施設の竣工図等により、いろいろなところで確認とありますけれども、竣工図にはアスベスト使用の有無や含有量の明記があるのでしょうか。

建設年次が56年以前の建築部分を有している古い学校として、今の祇王小学校をサンプルに検証させていただきますが、祇王小学校竣工図等の調査、除外判断された資料をお示し願って説明をお願いしたいのですが、吹き付け材に限らず、屋根、あるいは壁、天井材、建材等についても説明をお願いいたします。

これは何も詰問しているわけではありませんので、どのような精査において対策本部が問題の有無を判断されたのか、市民の目線、あるいは保護者の不安に対する証として検証させてもらっておりますので、私も今回このアスベスト問題ができましてまだまだ素人ですので、わかりやすく説明をお願いいたします。

次に、オリベスト社の件につきましては、健康被害の有無については今後の追跡調査によりクリアになってくるとは思いますが、大気環境や労働環境は目に見えないところで健康に及ぼすこととなります。関係機関と連携の上、就労者の方や周辺住民の方に不利益が生じないように、しっかりフォロー願うと同時に、やはり情報の提供も求めておきます。

これはある住民からの情報なのですが、被害者が現在酸素マスクを付けているというふうなこともお聞きしますが、そのあたりまでの情報は得ておられるのでしょうか。少なくとも公共施設に関して将来的な被害が生じるような禍根を残さないよう、野洲市の危機管理対策本部を立ち上げたとのことですので、建物ごとのケアレベル、危険度レベルをしっかりと調査していただいて、改修や解体、または建築廃材の処分の際に備え、将来に伝える確かな情報として整理しておくと同時に、市民の安全・安心と環境情報として住民への情報公開をしていただきたいと思います。

それと、さっきのが私は聞き取りにくかったのですが、今回の吹き付け材のみの調査・分析をされたのでしょうかということと、2施設、中主のB&Gの体育館の機械室と給食センター、これは今、スレートボードなどの建材として使用されていることも十分考えられるのですが、その調査はされたのでしょうかということをお尋ねしたのですが、その回答が私は聞き取りにくかったので、もう一点、それを質問させていただきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） ユニバーサルデザインに関しては今現在、既設の施設につきましては順次整備できるところからしていくという形です。

ただ、民間施設につきましては、啓発という形になるかと思うのです。私どもの方としては公共施設をまずユニバーサルデザインの視点で今後改修していくということでお答えをさせていただきたいと思います。

そして、アスベストの問題でございますけれども、私どもも勉強が不十分で、先ほどもお答えしましたように、やはり十分情報等を収集して対策を行っていきたいと考えております。

再々質問で質問されております今現在の分析は、天井裏の吹き付け材も含めまして、吹き付け材についての含有量の調査でございます。建材の中に含まれているということは十分認識しておりますし、建材等については解体時におけるマニュアルが出ているわけで、当然公共施設に関しましては7月1日に出ました厚労省の基準で、今後、解体については飛散しないように十分その手順に乗って行っていくという形を考えております。

ただ、今現在いろいろな情報の中で、建材についても風化の問題等々、古い場合は出てくるということもございますので、その辺、情報収集をしながらやはりそれに対応してまいりたいと考えております。

そして、具体的に出てきました祇王小学校につきましては、目視による調査で、露出部分はないということでございます。当然、古い建物でございますので、建材等には含有されているという考え方を持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 三和議員の再々質問でございますけれども、先ほどオリベストのアスベストの関係で、被害者が酸素マスクを付けておられるというようなことでございますけれども、その件につきましてはこちらの方には情報は入手できておりません。

いずれにいたしましても、オリベストにつきましては平成3年3月で一応アスベストの使用を禁止しておるということで、創業当時アスベストを使用された、昭和48年5月からでございますけれども、廃止されるまでの間、先ほど1点目のご答弁で申し上げましたように、工場敷地内での会社独自の調査、それと、労働安全衛生法に基づきます作業環境評価基準値のいずれの調査にいたしましても基準値以下というようなことございました

し、また、これも1点目のご答弁で申し上げましたけれども、従業員の健康調査、会社の方で従業員に年2回、特殊健康診断を実施されておると。その件につきましても特に異常は認められなかったということでもございます。

それとまた、退職者の健康診断につきましては、労働基準監督署の指導に基づきまして現在調査をされるというようなことでもございまして、10月下旬には結果が出るということでもございますので、その結果につきましてはまた情報提供等をさせていただきたいということでも考えております。

いずれにいたしましても、今後、県と連絡調整を行いながら情報収集に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 先ほどの祇王小学校の件でございますが、総務部長の方がお答えいたしましたように、目視でも調査いたしましたし、かつ、祇王小学校につきましては来年度に大規模改修工事ということで、その設計図書を業者委託しておりました。そういう関係で、その設計業者との設計内容での審査結果では該当ないということでもございますので、答弁いたします。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 屋根関係でスレートボード。

教育部長（島村平治君） 済みません、今、議長の方から、屋根のスレートボードですけれども、祇王小学校についてはコンクリートですので、スレートボードではないと思います。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時29分 休憩）

（午前11時31分 再開）

議長（秦 眞治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 三和議員の再々度のご質問の中で、ある住民からの情報ということで、被害者が現在、酸素マスクを付けているという、このことを把握しているかというご質問でございます。

この三和議員が特定されている方と、私どもに相談に来られた方が同一か、これはわか

りませんけれども、私どもの方で1件だけ相談を受けておりますのは、この方はオリベストに勤務を5年されているということで、この勤務をしている期間はわからないということでございます。

それで、現在、慢性閉塞性肺疾患ということで、呼吸障害がきているわけですが、これがオリベストに勤務していたことによる原因かという相談でございました。これは私どもではその点では十分にお答えができませんので、内容は十分お伺いいたしまして、とりあえずそのときの段階では県の方が相談体制をとっておりましたので、草津の保健所の方にご相談をされるのが一番いいということでご案内をさせていただいております。その後のことについてはご本人からいろいろなご相談はございませんので、それ以上の情報は私どもの方では把握しておりません。

以上でございます。

7番（三和郁子君） 議長、済みません、1点抜けているのですが。

議長（秦 眞治君） 何が抜けていたの。

7番（三和郁子君） 祇王小学校の竣工図にアスベスト使用の有無の含有量、そういう明記があるのでしょうかということをお尋ねしているのですが、そこが抜けていますので。

議長（秦 眞治君） わかりました。教育部長。

教育部長（島村平治君） 申しわけございません。含有量の明示ということは設計図書には今現在ありませんので、設計図書はないということでございます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第4号、第6番 梶山幾世君。

6番（梶山幾世君） 6番、梶山幾世でございます。平成17年第5回定例会で私は次の3件の質問をいたします。

まずはじめに、犯罪抑止に青色回転灯を装備した自動車のパトロールの実施について伺います。

本市においては今年の4月から市民課内に生活安全室を設置し、より一層の市民の安心・安全の確保と、市民の防犯意識の高揚にと、警察署とも連携をとりながら努めていただいているところです。しかし、相次ぐ小学生の誘拐事件などに対して、住民、また児童・生徒を持つ保護者の方々はまだまだ不安を抱かれ、安全対策の強化を願っておられます。

そこで、今の取り組みにプラスして、効果のある巡回パトロールが必要だと考えます。警察庁と国土交通省は平成16年12月1日より、民間団体、地方公共団体等が専ら地域の防犯のために自主的に行う防犯パトロールにおいて使用する自動車に青色回転灯を装備

するための申請の受け付けを開始しています。平成16年12月21日には東京都の杉並区がいち早く実施されており、今年初頭には奈良の生駒市の実施がテレビで紹介されておりしました。また、最近目にした新聞には、愛知県知多市が地域安全パトロール車の2台のうち1台を白と黒のツートンカラーにし、防犯パトロール実施中のマグネットシールを張り付け、青色回転灯やマイク等を装備し、犯罪抑止の効果を目指した取り組みが紹介されておりました。

本市においても特に登下校の時間帯の通学路周辺のパトロールを重点的に市内巡回、集中パトロール等を工夫しながら、警察官のOBの協力を得て青色回転灯を活用した自動車による防犯パトロールの実施が犯罪抑止に効果的だと考えますが、当局の見解を伺います。

次に、次世代育成支援行動計画野洲市子育てサポートプランの実施について伺います。

平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、本市においては次世代育成支援行動計画野洲市子育てサポートプランが作成され、今後、子どもを産み、育てていかれる方、また、現在子育て中の方々に子育て支援への期待が深まることです。今後、平成17年から26年までの10カ年で具体的に進めていかれる予定ですが、次の点について伺います。

- 1、事業主としての子育て支援行動計画について。
- 2、市内の企業の子育て支援行動計画について。
- 3、今後の子育てサポートプランの活用について。

以上、当局の見解をお伺いいたします。

最後に、「道路に愛称を付け親しみを感じるまちに」の取り組み状況について伺います。

平成12年12月議会、平成14年12月議会と、2回にわたって質問してきましたが、道路に愛称を付けることで、親しみの持てるまち、元気の出るまち、誇りに思えるまちになることは間違いないと確信いたします。答弁の内容から、早く実現できることを期待していましたが、いまだ実現に至っておりません。

答弁では、1、住民の利用頻度の高い幹線道路から、公募により選定、2、史跡や観光名所に通ずる道路も公募により選定、3、地域の生活に密着した道路は地域の住民で取り組んでいく等を案として、平成13年度中に骨格はまとまっていたが、合併の件があり、動向を注視してきた。合併が決まりつつあるので、(仮称)ほほえみラプリーロードネーミング事業として実施していくとのことでした。

合併して11カ月が過ぎましたが、合併後、協議して進めておられるのでしょうか。新

市の誕生と共に、市民の方々に呼びかけ、市民参加のまちづくりへ一歩一歩足跡を残し、愛着のある市へと、できることから実施していくことが大事と考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 梶山議員の青色回転灯を活用した防犯活動についてのご質問にお答えいたします。

青色回転灯による防犯は、昨今の厳しい犯罪情勢の中、民間団体や地方公共団体の自主的な防犯活動の気運が高まりを見せていることから、ご質問のとおり、平成16年12月1日より道路運送車両の保安基準が改正され、青色回転灯の自動車への装備が認められるようになりました。このことから、本市におきましては守山警察署管内、子ども安全リーダー連絡協議会と協議をし、今年度中にこのリーダー連絡協議会会長の自動車と野洲市の公用車に青色回転灯の申請を予定しております。

今後、守山警察署と連携を図りながら、青色回転灯による防犯パトロールや子ども安全リーダー連絡協議会等、自主防犯組織活動の支援に努め、安心と安全のまちづくりを進めてまいります。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 梶山議員の2点目の、事業主としての子育て支援行動計画についてのご質問にお答えさせていただきます。

当市の事業主としての子育て支援行動計画につきましては、野洲市特定事業主行動計画策定委員会で、去る今年度の4月1日に野洲市役所子育て支援計画を策定いたしました。この支援計画では、職員に対し、母性保護や育児休業また休暇、時間外勤務の制限など、各種制度の周知を図ることや、職員を所属長、子育て中の職員、周囲の職員などに分けまして、職員の子育ての各場面におけるそれぞれの役割を定義しております。

また、育児休業の取得率を平成21年度までに男性で20%、女性職員で100%といった数値目標も掲げております。今後この行動計画に基づき、子育てのしやすい職場環境を整えていくことで目標を達成できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 梶山議員の2点目の2項目めでございますけれども、市

内の企業の子育ち支援行動計画についてご答弁させていただきます。

現在、急激な少子化が進んでおりますが、この流れを変えるために、平成15年7月に次世代育成支援対策推進法が制定され、地方公共団体及び企業は今後10年間の集中的、計画的な取り組みを推進することとなりました。この法律に基づきまして平成17年4月1日以降、事業主にも、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを変えるための次世代育成支援対策の行動計画を策定する義務が生じることになりました。

具体的には、301人以上の労働者を雇用する事業主、これは本市に本社がある事業所でございますが、この事業主は一般事業主行動計画を策定し、その旨を滋賀労働局へ届け出なければなりません。

また、300人以下の労働者を雇用する事業主につきましても、一般事業主行動計画を策定し、その旨を滋賀労働局へ届け出るように努めなければならないということになっております。

本市としましては、一般事業主行動計画の策定については滋賀労働局から情報が公開されていない現状でございます。そうしたことから、届け出状況等を把握することが困難ではございますけれども、今後も引き続きまして一般事業主行動計画策定の啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 3点目の今後の子育てサポートプランの活用についてのご質問にお答えいたします。

野洲市では野洲市子育てサポートプランを平成17年3月に策定したところであります。ご質問の今後このプランをどのように活用していくかという点と、このプランに上げました子育て支援の各種サービスの実施をどう推進していくかについてお答えいたします。

まず、このプランの活用ですが、広くプランの趣旨をご理解いただき、各種の事業の実施に向け、ご協力いただくため、県をはじめ関係機関、関係施設等に配布をすると共に、プレス発表を行い、啓発に努めているところであります。

次に、計画の推進体制としましては、推進の基本を3点としております。1つは、地域における推進体制として、家庭、学校、地域、企業、行政などがそれぞれの役割のもとに連携を図れるよう、子育て支援に関する広報啓発に務め、広く市民の理解と協力を得て施策を推進する。2つ目は、行政における推進体制として、行政内部において子育て担当部

課のみならずすべての関係各課と連携を図り、市としての総合的な施策として推進に努める。3つ目は、社会・経済情勢等に応じた計画の推進として、市民ニーズの変化や国における新たな施策にも迅速に対応し、必要に応じて見直しを行うの3点であります。

また、ご存知のように、この計画の期間は平成26年までの10年で、21年までを前期計画期間としております。本市としましては、この計画に上げた目標事業についてはできるだけ早期に実現すべきと考え、先に申し上げました推進体制の基本に沿って、関係機関と協議し、引き続き取り組んでまいります。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー（堤 文男君） それでは、梶山議員の「道路に愛称を付け親しみを感じるまちに」の取り組み状況についてのご質問についてご回答申し上げます。

道路愛称につきましては合併後に推進してまいりたいと答弁を申し上げてきたところでございますけれども、現在、野洲市では約900路線、総延長にいたしますとおおよそ350キロメートルの市道を管理いたしております。合併によります幹線道路の一路線化、また名称の変更など、市道の見直しが急務となっております。今年度、この見直し業務を実施する予定をいたしております。

こうしたことから、道路愛称事業につきましてはこの業務の完了を待って平成18年度から、従来より申し上げておりましたように、住民参加のもと、道路に愛着や親しみを感じていただける、また、琵琶湖から山手までに至るまでの史跡・観光ルートへの道しるべ的な役割も含め、愛着のある事業として進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

梶山幾世君。

6番（梶山幾世君） それでは、再質問をさせていただきます。

まずはじめに、青色回転灯を装備した自動車のパトロールについてでございますが、今、答弁の中では、こういう制度を利用してこれから青色回転灯の申請を予定しているという答弁でしたけれども、これはいつごろ申請されるのか、具体的に教えてほしいと思います。

また、この内容の具体的な計画ですね。申請された後、許可がおりると思うのですけれども、それをいただかれて、どういう形で運行していかれるのか。この2台、1台は公用車、1台はリーダー連絡協議会の会長の自動車を使うというふうに答弁でありましたけれども、この方が1台、1人が運転していかれるのか、どういう形でこの一般の方の会長の自動車と運転手とをいかれるのか、具体的にその計画を聞かせていただきたいと思います。

それから、私は先ほど申しましたように、一般の方の運転もそれはいいと思うのですけれども、できれば、何かあったときに対応できるように、警察のOB等、せっかく持っていらっしゃる技術を生かし、また、そういう回転灯で走っている中で、何かあったときにすぐに対応できる方等の協力がある方がもっと効果的ではないかというふうに思いますので、その辺を聞かせていただきたいと思います。

それから、次の2点目の次世代育成支援行動計画野洲市子育てサポートプランの実施についてですけれども、まず1点目の事業主ですね、本庁舎の取り組みなのですから、そういう野洲市役所子育て支援計画を策定して取り組んでいかれているということで、これからきちとした計画はできると思うのですけれども、先ほどの目標としては、この5年間で男性は育児休暇20%、女性は100%を目標に持っているということで、ぜひ実現に向けて取り組んでいただきたいのですけれども、現状、今日までは何%ぐらい取得をしてこられたのか、実情を聞かせていただきたいと思います。

次に、企業への行動計画なのですから、こちらの、私も今回この子育てサポートプランを全部読ませていただいて、非常にこの内容が各担当者等と連携をとってきちと実施していければ、随分と野洲市の子育て、少子化対策も進むのではないかというふうに感じているのですけれども、特に企業への行動計画というのは非常に、ここの商工観光課が今回、子育てしやすい職場づくりの推進ということで、育児休業制度の再雇用制度の啓発、労働条件の向上の啓発、労働時間の短縮・弾力化の啓発、職業情報の提供・相談という、こういう4項目を掲げて取り組まれるようになっておりますけれども、今の答弁だと、随時こういう内容を啓発していく。労働基準局からもそういう具体的な情報がないので、なかなか中には踏み込めないという答弁だったように思うのですけれども、これからは301人以上、また300人以下の従業員のところは努力義務ということで、また、先ほど本社がないといけないというふうなこともありましたけれども、そういう推進法という法律が基準なのですから、やはり野洲市の中での企業に対するそういったチェック機能というのですか、やはり啓発機能というのはどんどんしていくことが行政としては大事では

ないかと思えます。

先ほどありましたように、一般事業主の行動計画策定マニュアルもきちっと企業にはすべて行き渡っておりますので、この辺が、こういうマニュアルをしっかりと読んで努力してくれている企業はいいと思うのですけれども、これも置いてあるだけということで、なかなか進まない企業もあるようですので、また、事業の中でも全くそういうものがあるということも知らない方もあるようですので、そういうところからやはり行政はサポートをしていかなければいけないのではないかというふうに思います。

また、けさ、NHKのニュースを見ておりましたら、2回ほど同じことをしていたのですけれども、この職業情報の提供・相談というところで、出産や育児等により退職した女性の再就職を支援するために関係機関との連携を図り、就業能力開発、資格取得についての情報提供、就職情報提供や就職相談などの援助を行いますという、この役割は非常に大きいと思えます。本当に職場復帰してできる企業に就職されている方は恵まれていると思うのですけれども、やはり一旦やめると再就職が難しいという職業や、またそういう子育ての設備が整っていないところや、自分の住んでいる場所によって保育所が遠いなど、そういう方たちは今、けさのニュースを見ておりましたら、50万人の方が出産後の仕事を家庭でしたいということがあるというふうに、けさのニュースをご覧になった方がいるかもわかりませんが。

それで、厚生労働省といたしましては、そういう50万人以上ある、出産後の女性の家庭での仕事を援助するために助成金を出すという、そういうことを今考えているということですね。決定したのか、けさニュースを見ただけですので、わかりませんが、そういうニュースがけさ流れておりましたので、商工観光課とされましてはその辺の情報を厚生労働省に聞いていただいて、またそういう方の相談にも具体的に答えていただけるようにしていただきたいと思えます。この企業に関しては要望にしておきます。

それから、3点目の子育てサポートプランの活用についてでございますが、このプランの状況ですと、プランだけということで、まだまだ行動指針というものは出ていない現状で、これからだと思えるのですけれども、先ほど各関係機関と連携をとりながら、またいろんな形で県の方にも啓発しているというふうにおっしゃっていましたが、各担当課とのこれからのこのプランに対する取り組みの総合的な打ち合わせというのですか、確認というのはどういう形でしていられるのか、まず1点伺います。

それから、私もこの次世代育成支援計画の施策につきましては、推進法ができたときか

ら質問させていただいて、今回3回目になるのですけれども、この3月に国の方が次世代育成支援行動計画の中で、行政がファミリーサポートセンターや集いの広場など、他にもいろいろありましたけれども、それに取り組む場合は補助しますよという、そういう打ち出しが出て予算化されておりましたので、その辺がどうかということをお聞きしましたときに、集いの広場もファミリーサポートセンターの実施もこの10年間の前半に取り組むという答弁でしたけれども、これは地域において育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となって育児や介護について助け合う事業ということで、これは早くそういう募集などを投げかけていかないと、遅れば遅れるほど、やはり進めるのも遅れていくと思うのです。計画ができた段階で、そういうできることからやっていかなければならないというふうに思うのですけれども、その辺の取り組みはどのように考えておられるのか。

また、集いの広場の実施は新たに場所を考えておられるのか、今あるところを効果的に使おうとされているのか、その辺を聞かせていただきたいと思います。

あと、子育てサポートプランですね。いつもこういうプランがきちっとできて、なかなか行動にすべて移せないという、こういう資料が多いですので、今、少子化対策で推進法ができ、また、全国的にもモデル地区もつくりながら、この行動計画は全国的に進めている事業ですので、野洲市におきましてもせっかくこのプランができましたので、1つずつ本当に実践に移せるように取り組んでいただきたいという思いで今回質問させていただきました。

それから、最後に「道路に愛称を付け親しみを感じるまちに」ということで、私も2回目に質問させていただいたのは、2年経過しても全くそういう動きが、する、するというふうにいただきながら、経過等もなかなか具体的な策がなかったので、再度、平成14年に質問させていただいて、そのときには13年度に計画して取り組むという。また、合併も決まりつつあるので、いかにもすぐ取り組むような返事をいただいていたので、なかなか実現しないということで、合併して11カ月になりますので、そんなにかかる問題ではないというふうに思いましたので、今回質問させていただきました。

今の答弁と、道路の整備をした後で、平成18年度には幹線道路からそういう市民の協力を得て実施されるということで、それは必ずしていただけると思うのですけれども、もう一つ、3点目に伺っていました自治会、各地域の道路ですね。私の住んでいる青葉台も、メインというのか、各班ごとに道路がありまして、その周囲を囲んでいる道路等いろいろあるのですけれども、私はいつも思うのですけれども、また、自治会長にも言っているの

ですけれども、やはり自分たちが通る道路に自治会の中で考えて、ここは何々道路にしよう、ここは何々道路にしようなどというふうに考えていくと、本当に会話が楽しくなるのではないかなというふうに思います。

私も、前日も申しましたけれども、地域をいかに元気にしていくかという、そのときのセミナーを聞いたときに、声を大にしてその方がおっしゃっていたのは、とにかく道路に名前を付けて下さいと。どこの市町村も道路に名前を付けて下さいと。そして、できるだけ細かいところに名前が付く方が活気のあるまちになりますという講演を聞かせていただいて、本当にそれはいいことだと思ったので、一番はじめに質問させてもらったのですが、そういう自治会からの要望もあるので、取り組みたいという前回の答弁でしたので、その辺も具体的に、全部が全部、取り組みたくない自治会もあるかも知れませんが、やはりそういうことも区長会や自治会長などに投げかけていただいて、どこからかでも、できるところから、また手を挙げたところからそういう波動を与えていくということは、これからのまちづくりに大事ではないかというふうに思いますので、地域の道路についてはどのようにお考えなのか、再度聞かせていただきたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 梶山議員の再度のご質問にお答えいたします。

まず、青色回転灯の3点の再度のご質問でございますが、1点目のこの青色回転灯の申請の時期でございます。私どもの方では、10月の初めにはこの申請を出す計画をしております。

それから、2点目の、この青色回転灯を付けた後の具体的な活動の内容のご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、子ども安全リーダー連絡協議会の会長の車に1台付ける予定をしております。

具体的には、実施時間帯は午前6時半から8時20分まで、午後からは2時45分から5時までの時間帯を考えております。実施時期としては、学校の登校時と下校時、あるいは学校の休みの期間中、夜間の見守りという形で、ほぼ毎日の巡回を計画しております、実施体制としては4人の方がこれに当たるという計画になっております。

私どもの公用車につきましては、現在のところ1台、生活安全室の車に付ける計画をしております。具体的には、今考えておりますのは、大体週1回程度で、時間帯は朝夕というふうなことを考えておりますが、もう少し具体的なところは今後詰めていきたいという

ふうになっております。

それから、3点目の、一般の方の運転も必要であるが、警察のOBの協力を得るともって効果的ということに対してでございますけれども、現在、私どもの方に嘱託として警察のOBの職員がおりますので、今のご質問のご提案ということで、このことについては検討をしていきたいというふうになっております。

次に、子育て支援についての2点のご質問でございますが、1点目のこの計画を実施するにあたっての各関係課との連携というところをどのようにするのかというご質問でございますが、この計画の中で、安心して子育てできる環境づくりというところを、施策の目標と施策の方向性という内容を計画のところに盛り込んでおりますが、これは私どもの児童家庭課だけではなくて、他の課と連携した事業目標を上げております。したがって、予算編成時の前になりますが、各関係課の課長を対象にいたしまして、次の年度の計画等を把握しながら効率的な運営をしていきたいというふうになっております。

それから、2点目の、集いの広場を18年度に開催する予定をしておりますけれども、新たな場所を考えているのか、あるいは今のところを考えているのかというご質問でございますが、この点については現在、健康福祉センターで毎月曜日でございますが、このような育児サロンというものを開いておりますので、そういう活動をさらに広げていくということ、あるいは子育て支援センター、保育園、それから幼稚園が園庭開放をしておりますので、こういうような事業をさらに深めていくという考えでおります。

それから、同じくファミリーサポートセンター事業の取り組みですが、これも18年度開始に向けて今現在計画をしております、現在のところは、今月でございますが、このサポーターになる方のボランティア養成講座を9月、10月にかけて計画をしております。これを实际的にどういうふうに応用するかというのはまだ検討中でございます、他の取り組みの市町村等も参考にしながら今後具体的に詰めていくという予定をしております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 都市建設部総括マネージャー。

都市建設部総括マネージャー（堤 文男君） ただいまの梶山議員の再質問でございますけれども、地域の道路、いわゆる自治会単位で名称を付けて地域の活性化につなげていく、あるいは道路愛護の精神の普及というふうなことで、地域の道路についてはどう考えておられるかということでございますけれども、地域につきましては以前私どもも一部どうかというお話を聞いたことがございます。ただ、今までに、過去に我々地域の中で、生

活道路の中で数本、道路愛称ということで指定をさせていただいている部分もございまして、それはなかなか定着しなかったという現実もございまして、その原因は、一つはPR不足など、いろんな面もあるかと思えますけれども、地域の方々が皆さん賛同して、愛称を付けて道路を守っていかうというふうな精神の中でやっていただける分については、できるだけ我々もサポートをしていきたい。そのサポートについてはいろいろな面があると思いますので、その点はまた検討をさせていただきたい、こういうふう考えております。

以上、回答とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 総務部長。

総務部長（山中清嗣君） 梶山議員の、市役所としての子育て支援計画の中で今現在、育児休業の取得の現状のお尋ねがございまして、お答えさせていただきます。

野洲市として合併いたしました昨年の10月1日現在、女性は8名取得されておられて、8名中8名で100%でございます。そして、男性については取得者はございません。ゼロでございます。そして、今年度の、今9月1日現在で、女性で11名中11名が取得しております。100%でございます。男性は取得者はございませんので、ゼロでございます。

この数値目標に対しまして、やはり男性職員については大きな課題があると認識しておりますので、啓発の面、また、とりやすい職場雰囲気等々を心がけていきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 梶山幾世君。

6番（梶山幾世君） 青色回転灯について私は聞き取れなかったのですが、済みません、1つだけ。会長の自動車で4人でしたか、これは毎日とおっしゃったのでしょうか。毎日ですか。わかりました。

あと、じゃ、この青色回転灯は10月に申請ということですので、早く実現できるように取り組んでいただいて、特に保護者の方、通学の登下校時に非常に不安を抱えているという声を今でも聞くのです。例えば南櫻、北櫻、また野洲川を越えた守山方面の西町ですか、あと篠原学区の方等、野洲の中でも中心地から離れているところの保護者の方が、小学校に上がるのだけれども、不安だという、そういう声を聞きます。

だから、できる限りいろんな方が今、見詰める隊や見守り隊など、また民生委員の方や青少年育成会の方など、地域の方も地域ぐるみで、以前よりも随分とそういう防犯には協

力していただいておりますけれども、特にそういう声がありますので。今日も来る前に、私の家から出てくるときに警察の車がずっと通っておりました。やはり警察が赤い点灯を付けて動いていますとどうしても意識するというのですか、別に犯罪を犯しているわけではないのですけれども、自分でも、シートベルトをしているかななど、車などでも気を付けるのですけれども、それぞれが意識を変えていくためにはそういった目に見えてわかるものをどんどん国の施策を取り入れてしていくということも大事だと思いますので、ぜひ早い実現をお願いしたいと思います。

それから、次世代育成支援行動計画はこれから各担当課とも連携をとりながら、計画倒れにならないように取り組んでいくということですので、定期的に確認しながら進めていただきたいと思います。今の中で1つだけお伺いしたいのですけれども、ファミリーサポートセンターの設置で、この9月、10月、サポーターの計画、もうすぐですけれども、もう9月に入りましたが、これはこれから具体的とおっしゃったのですけれども、サポーターの方には、これは応募などはされるのでしょうか。どういう方をサポーターにしてと考えていらっしゃるのか、この辺をもう一つ再度質問させていただきます。

あと、道路に愛称、これは私はすごくこだわっていますけれども、私も地元でぜひ実現させたいというふうに今思っているのですけれども、以前、鈴木議員が質問なさっていた話を聞かせていただいたことがあるのですけれども、そのときに、付いていたのだけれども、その地名をとって、いつの間にかそこから余り波及しなかったというお話も伺っておりましたけれども、これからは地域で地域を支えていく、地域が地域で地域のまちづくり、楽しいまちづくりやそういうことを考えていく、防犯対策やそういうことも踏まえてですけれども、やはりお互いが会話の弾む地域にしていくためには本当にそういう細かいところに愛称を付けてと。

私も以前お話を伺った中で、新興住宅地と、在所の昔からある地域とではまた違うと思うのですけれども、ある都会の方が新興住宅地の中で、一つの自治体は家と考えていますと。各道路は廊下と考えています。各おうちが部屋と考えています。そういうふうに考えていくと、気楽にノックしてお互いが会話できると。特にひとり暮らしのお年寄りやそういう方には本当に積極的にお互いが声をかけていけるような取り組みをするためには、そういうふうなとらえ方をしていくと声をかけやすいというふうな声も聞いたことがありますので、やはりそういう面で道路というものを本当にうまく媒体として一つの地域のつながりを深めていけばいいのではないかと思いますので、その辺のサポートをぜひしていた

だきたいと思しますので、これは要望にしておきます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 梶山議員の再々度のご質問でございますが、サポートセンター事業のサポーターの養成講座でございますが、対象が、現在子育て支援に関心を持って市内で子育てサポーターとして活動できる人、特に子育てのOBの方という形で20人を対象として講座を予定しております。第1回目が9月21日、2回目が9月28日、3回目が10月の中ごろということでございます。

現時点での申し込みの人数は把握をしておりますけれども、これにつきましてはこれからPRをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第5号、第3番 太田秀司君。

3番（太田秀司君） 3番、太田秀司でございます。

今回は本議会に、大きく分けて2件の質問をさせていただきます。単純明快な質問でございますので、市長も明快なご回答をひとつよろしく願いいたします。

まず、1点目でございます。市長の市政に対する姿勢を問うということでまず質問させていただきます。

過日行われました臨時議会で新幹線栗東新駅問題が出ましたけれども、そのときに、市長はいったいどちらを向いて市政執行をされようとしておられるのか、私は一市民として本当に疑問と不安を感じました。確かにルール上では、議会で議決されれば執行はできます。だからといって、何であろうと何でもしてもいいとはとても思えません。

この問題に関しましては、市民に賛否をとってみれば反対意見が多くなる、そういうことがわかっていた。だから、あえて議会の結論だけで押し切ったと見られても仕方のないところだと私は思います。全市民にはついに一度も説明責任を果たさず、一部の会合の席で話ただけで、意見を聞くこともなく、市民の本当に大切な多額な血税を使うことになりました。非常に残念であります。

そこで、お尋ねします。市長はいったい市民の方を向いて今後市政執行をされるご意思はあるのかどうか。それとも、これからもこのたびのように栗東や守山の方を向いて市政執行されるのか、確たる答弁をお願いします。

さらにまた、市内には多くの公有財産があります。どうしても必要なもの、それは別と

しまして、これはどうかと、なくてもいいものをつくってみたり、この財政状況の苦しい中、公共事業の見直しを図るべきときではないでしょうか。もう本当にぼつぼつ箱物はいいのではないのでしょうか。市としてまず近い将来に考えている公共事業の予定、それと見直し等があれば、あわせて伺います。

次に、2点目であります。2点目は「学校教育選択の自由は」ということでまず質問させていただきます。

最近の学校教育の現場では、先の定例会でも話題に上がりました性教育や人権教育、この中には同和問題や男女共同参画等いろいろありますけれども、あと道徳教育等、さまざまな心の教育が行われております。

その内容については、親の目から見てすべてが好ましいものとは思えません。過激な性教育や、権利ばかり主張する人権教育、ジェンダーフリーの推進や、「らしさ」を否定する男女共同参画、さらに同和問題等が総合学習の中で教えられ、あたかもこのような思想にしていこうというような、こんなことでよいのかと、恐怖に駆られることさえあります。私以外にも後の議員の方でこのことに関して質問される方もありますけれども、過去の議会でも何度か質問がありました。その内容の見直しはされるのか、されないのか。

もしされないとなれば、我が子をそのような思想から守るには、その時間の授業を拒否するしか方法がありません。その自由はあるのか、ないのか、あわせて伺います。ひとつよろしくをお願いします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 皆さん、こんにちは。今日初めて演壇に立ちます。

太田さんの質問でございますが、どのように答えたらいいかなという思いで、いきなりパンチをパツツともらって、きのうの横綱の相撲のようでしたので、ちょっと考えておりました。

どっちを向いて行政をやっているのだということなのですが、これは過去からも申し上げていますように、私は野洲市の市長として常に野洲市民と向き合って市政を執行していると考えております。これからはより多くの市民の皆さんの声を聞きながら、同じ視点で、そして同じ感覚で市政を執行してまいりたい、このように考えております。

市長は栗東や守山の方を向いて市政を執行しているのではないかと。この言葉は非常に真摯に受けとめますと大変なことになるのではないかなというふうに思うのですが、それは別に置きまして、新幹線の駅で負担問題については、先般おっしゃるように、議会で議

決を得ました。議決を得た以上はということになるのですが、しかし、過去、これは数年にわたっているような場所、あるいはいろいろな方法で市民の皆さんにはお知らせをしてきたところでございます。

そこで、栗東市が公共事業で栗東新駅をつくるのとは違うのです。この辺が違うのです。栗東のために銭を出した、こういうふうに私は質問で受けとめておりますが、栗東や守山の方を向いて市政を執行しているのかと。そうではないです。JR東海が栗東に駅をつくる、こうなっているのです。それに関係する市、団体がそれなりの負担をしていこうではないかと。それは将来、野洲市において経済波及効果がどうあるのか、まちがどのように活性化していくのかということを含んで、目先の議論ではなしに、これは絶えず申し上げてきました。そういうことからこの負担金をお認めいただいたものでございますので、この辺の言葉に私は遺憾を感じましたので、申し上げておきます。

次に、公共事業の見直しでございますが、見直し、見直しと、合併してまだ1年にあと1カ月あるのです。そのときにつくった新しいまちづくり構想を既に変えるのかというような質問のように受けとめるのですが、いよいよ、私が申し上げているとおり、18年度が初年度ではないかと。17年度はいろいろな過去の課題を一応整理する年であって、いよいよ建設計画は18年度からスタートするのではないかと、こう申し上げていますように、新しいまちづくり計画にのっとって事業を進めていきたい、こういうふうに思います。

当面何を考えているのかということでございますので、固有名詞をもって説明させていただきますと、まず、何と申し上げましても学校給食センター、これは何としてもやっぱり近いうちにやりたい、こういう思いですし、また、住民参加のまちづくり、住民と協働したまちづくりをしようという思いから、コミュニティセンターひょうずを建設していこうと。それと、かねてから要望のございました障害者のスポーツ施設の建設、そして有隣館の建設、他には市営住宅の建て替えもございしますが、そのようなやはり新市まちづくり計画にセットされた事業を進めていく。今当分、新市建設計画を見直すことは考えておりませんので、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 太田議員の「学校教育選択の自由は」のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり、性教育、人権教育、道徳教育につきましては、学習指導要領でありますとか滋賀県教育委員会の人権教育推進プラン、野洲市男女共同参画条例等に基づきまし

て、各校の実態を踏まえ、実施しているものであります。内容的には年々検討を加えまして、児童・生徒の心を育て、社会の一員としての資質を育てることを基本に指導しております。

また、実施内容につきましては、学校の説明責任という視点から、授業の公開でありますとか、あるいは懇談会等での説明を行いまして、保護者の理解や協力のもと、教育活動を推進しているところであります。

次に、授業拒否の自由についてのお尋ねでございますけれども、ご承知のように、公立学校の教育につきましては、保護者、地域の信託をもとに推進していくことを前提としておりまして、授業拒否は想定をしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 太田秀司君。

3番（太田秀司君） ありがとうございます。

最初の市長への質問の中で、これは誤解されたようであるのですけれども、たまたまこれは新幹線栗東新駅の問題を上げたのですけれども、何も私はこのことをとらまえてあえて言っているわけではないのです。市長が常に考えておられる市政執行の姿勢、それに対して質問しているのであって、たまたまこれはこの中でも栗東や守山の方と言いましたけれども、要するに栗東や守山は、文言的にも悪かったかもしれないのですけれども、そうではなくて、ただ、これは野洲市以外を向いてやっているのではないかということをおるわけです。

だから、先ほど市長は、お聞きしましたら、もちろん野洲市民の方へ向いて市政を執行していくと。それは確かにそういう姿勢であれば非常にありがたい。ところが、こうして現在、たまたま新幹線栗東新駅の問題に関しましては、実際野洲市民全体にはもちろん説明責任はされませんでした。確かに一部の会合ではされた。先ほど私も言いました。多分、これは栗東市でも1万数千人の反対署名があった。これを野洲市にとったら絶対に反対が多い。それはわかっておるのですね。だから、そのことを僕は言っておるのです。野洲市民はノーと言っておるのです。それに対して、それも振り切ってどうしてあなたは必要だと思ふとされる、そこを聞いておるのです。

それは確かに市長は将来的に必要なだと思っておられるかもしれませんが。しかし、野洲市民の税金を使うわけでしょう。我々の血税を使うわけでしょう。そうしたら、やっぱり市民の方を向いて市政執行するのは当たり前じゃないですか。それを聞いておるのです。

だから、そんなことはどうでもいいのです、必要とかそんなことは。それは市長としたら、私の市政指針でやっぱりこれは必要だから、したいと。これはわかりますよ。そのお気持ちはわかります。わかりますけれども、市長としたら、市民の大切な税金を預かって、それを執行するのだから、やはり野洲市民の意思にのっとって市政をしくというのが根本的な考え方ではないかと私は思うのです。そこのところを聞いておるのです。だから、必要とかどうかこうとか、そんなことはどうでもいいのです。

だから、あくまで僕は、その立場上から言えば、それが当たり前だと思うのです。それは将来的な発展をどうのこうのと。こんなことはわからないでしょう、現実に行ったって。そこまで言われるのなら言いますけれども。本当にそれが野洲市民にとってそこまで波及効果があるのかどうか。その証が一切ないでしょう。説明を受けたって、実際にここまで、2010年には376名になると。そんなもの、どこから出ましたのかとなるでしょう。各議員さんにお聞きしたって、私は多分あんな駅から乗らないと言う方が大半です。それなのに、こうして通ったという、そこら辺も非常に不思議だな、不思議だなと思うのです。

だから、あくまで僕は、市長のお考えはいいです。もちろん市長はいろんなお考えを持って市政執行されますが、それはそれで僕はいいと思うのです。もちろん議会で通ったら、それですべてです。確かにわかります。しかし、僕は本当にあのとき反対が栗東でもあれだけあったのだから、野洲市民に一回問うてみてやられて、それでなおかつ反対があるのだったら、そこで市長が出て行って、そんなことはない、やっぱり野洲市のためにはこれだけ必要なのだと、そういう説明を市民にされてから執行されるならよかったと思うのです。それを全然されずにされたから、僕は問題にしておるのであって。だから、そこら辺なのです。

だから、市民だってばかではないです。要らないと言っている方も、将来を見越して、こんなものは絶対要らないと思っておられる方も多々あるのです。ですから、そこら辺のところを十分踏まえて、今後やっぱり本当に市民の方を向いてやっていただけないか、そういうことを言っておるわけなのです。それは市長のお考え、確かにご立派なところもありますので、あえて全部が全部否定はしませんけれども、そういう姿勢をひとつよろしくお願いしたいと思っておるわけです。

あと公共事業、いろいろあります。この中でも一番よく市民の方が文句を言われるのは道路工事ですな。年度末にあっちこっちでしますね。これも、ついこの間ひっくり返して、

1月後ぐらいにまたこっちへ同じところをひっくり返しておると。よくありますね、実際に。市民でそういうことに遭遇されたことはしょっちゅうあると思うのですが、これは各役所内で、例えばガスの担当、水道の担当、そういう関係プレーはどうなっておるのかなど、そこら辺のところはどうなっておるのか。そこら辺をうまく関係プレーをとられてしたら、こんなことはないと思うのです。そこら辺のところをひとつよろしくお願いします。

それと、どうしてもこの公共団体というやつは年間に予算を全部処理しなければならない。それはわかるのですけれども、何も年度内にすべてを予算執行しなければならないことはないと思うのです。やっぱり金がたまったらたまったら当然繰り越して持っていたらいいのであって、それは監査やいろいろな関係で、その年度内にしなければならないということはわかるのですけれども、そこら辺ももう一回考え直すべきときではないかなということも思いますし、その辺のところも市長のお答えをもう一回期待して、ひとつよろしくお願いします。

それともう一点、学校教育の選択の自由、これは題名にそぐわない面があるのですけれども、この点に関してはいろいろ問題があるのですけれども、まず性教育、これはある議員さんがしょっちゅうやっておられます。今回また後でやられますけれども、これに関して、低学年の間にペニスなど、そこまで教える必要があるのかなど。これは小学校の3年生、4年生から出てくるのです。現実にこうして本当に性交のこういう絵まではっきりあるのです。こんなやつが勃起して本当に性交しているやつが。これが学校の図書館にあるのです。こんなものがいまだに、僕は調べていったけれども、本当かなと見に行ったらけれども、やっぱりあるのです。こういうことを平然といまだにこうして置いておかれる、その神経を僕は疑いますよ。これは誰でも見られますのでね。

それで、まず性教育に関しては本当に、例えばコンドームの使い方一つにしても、これを教えたばかりに、最近のアメリカなどでは逆に妊娠がふえておるといふ、こういう結果が出ています。そして、フリーセックスの助長にならないか、そういう心配もされています。ですから、性教育というのは本当に難しいと思います。性教育に関していろんな言いたいこともあるのですけれども、時間的な制約もありますので、なかなか言えないと思いますけれども。

あと人権教育も、今の日本の風潮といいですか、ずっと聞いていますと、権利ばかり主張するのです。義務を余り教えない。当然権利に対しては義務が付いて回るのですからね。だから、例えば裁判等でも加害者の人権がよく言われますね。ところが、被害者の人権の

ことに関して余り言われたい。例えば殺人事件が起こったと。殺人事件が起こって、その被害者の人権は殺人ということで人権を全く抹殺しているのですからね、100%。それに対して加害者の人権がどうだこうだというのは僕はおかしいと思うのです、逆に言ったら。目の前で例えば自分の家族が、娘でもよろしいわ、孫でもよろしいわ、強盗、強姦、殺人されたと。目の前でですよ。それで、もう結構です、私はそんなものどうでもいいと、そんなことは言いませんでしょう。やっぱりそこを言うのです。

だから、そういう教育が今どうも日本的風潮として、加害者の人権と。それは確かにわかりますよ。確かに加害者にも人権はあると思います。思いますけれども、その人権の内容がちょっとこれはおかしいのではないかなというのが多々あります。そういう、そこまでは学校で教えないですけれども、一般的な権利をまず教えるのですね、人権、人権、人権と。まず、それよりも僕は義務を教えるべきだと思うのです、絶対に。こういうことをしなければだめなのですよということを。

それと、僕はずっとこれは気になっておるのですけれども、同和教育に関しましては、確かに差別はだめです。私も絶対差別は嫌ですから、こんなことはしたくもありませんし、されるのも嫌です。それに対して、例えば学校で、全く白紙の、子どもたちの頭の中は白紙ですね。その白紙の頭の中に、ある日突然、こういう同和というのがあって、部落という、こういうのがあって、それでいろんな、同和というのはこういうことだと教えられた場合、例えば今まで2人友達同士で仲よく遊んでおったと。それで、その片一方の子が同和の子だったと。そうしたら、今まで仲よく遊んでおった子が、片一方の子を今後、それを知ったばかりに、どういう目で見えるか。そこら辺も当然考えておられると思うのですけれども。

ですから、これはいろんな論があります。私自身は子どもに、特に低学年やそういう小学生に関しては同和教育は教える必要はないと思うのです。全く頭の中にそういう差別ということがなければ、例えば一生知らないで過ごす子も、今の時代だから、中にはあると思います。しかし、確かにどこかで遭遇した場合も出てくると思います。どこかで遭遇した場合は、それはそのときに対応したらいいのであって、だから、全然知らない子は知らないで一生通すと思うのです。だから、僕は、差別ということは絶対いけません。そんなことはわかり切ったことなのです。ところが、現実にはこうしてあると。それも悲しいことではあるのですけれども、だから、そういうことにはならないように。だから、僕は我が子やそういうのには教えてほしくないなという気持ちが強いのです、逆に。

それから、あともう一点、男女共同参画関係等の話もあるのですが、たまたま私も今回、男女共同参画審議会の会長をしろということで、何とか頑張って取り組んでやっておるのですが、これの関係に関しましても今現在、行動計画の見直しを頑張っている。そういう関係ですと審議会の委員さんなどとは本当にいろいろ討論しながら頑張って作成はしておるのですが、ずっと今までの、去年の4月ですか、野洲町の方で初めて男女共同参画推進条例ができました。それが10月にそのまま移行されて野洲市の条例として施行されました。

それについていまだに、会長をしながら疑問に思っているところもあるのですが、しかし、一旦条例が施行された以上、私もやっぱり市民が納得のいく推進をされないといけないと思って、頑張って考えてはいるのですが、この内容について、これはいろいろな本や、いろいろな方とお会いしている話の中でこれを見てもみたら、例えばジェンダーフリーの用語、これは混乱を招くと。例えば、これは東京都の教育委員会なのですが、これなどは昨年8月13日、1年前なのですが、このジェンダーフリーという用語は教育現場から排除することを決定されています。これももちろん、その上にまだ男女混合名簿もだめだということもおっしゃっています。なぜかという、男女混合名簿については、例えば男女の性差を否定するような思想に基づくから、だめだと。東京都の教育委員会は、はっきり新聞にも載っておるのです、産経新聞に。そういうことまではっきり書かれていますし、ジェンダーフリーの思想もだめだと、はっきりこれは書かれています。徳島県の教育委員会でもそうです。これは17年7月1日に載っています。

だから、あちこちでこういう運動という、現在、滋賀県では彦根市と野洲市に正式な推進条例があるのですが、市長も前向きに対応されて、それはそれでいいのです。私も男女共同参画に全くもって賛成です。大賛成。ところが、その内容です。内容に問題があるのです。

だから、こういう思想的なやつというのは、教育にもそうなのですが、すべて僕は中道をとるべきだと思うのです。左翼思想もだめ、絶対に。右翼思想もだめです。真ん中です。真ん中をとらないことには、子どもたち、特に白紙の頭の子どもたちにはちゃんとした考え方といいますか、将来根付きません。だから、残念ながら、今ずっといろんなことを勉強させていただいて、今のこの男女共同参画に関しましては若干左翼思想が入り込み過ぎです、本当に。はっきり言いますが、だから、そういうことにならないよ

うに。確かに推進はいいのです。それは決して悪いことではないと思います。男女共同はいいのです。いいけれども、内容について、いろいろこれは本当に今後もっともっと検討しなければならぬなというところがあります。

その辺のところでは教育長にもう一回、先ほど2点の質問をしたのですが、いわゆる教育の内容の見直し、教える見直し、それと、学校を拒否する、それはできるのかどうか、その2点をひとつ。この回答を聞きましたけれども、全然回答になっていないのです。私が質問したことに対して回答が返ってきていませんので、それについてもう一回、教育長、ひとつよろしくお願いします。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 再度の質問をいただいたのですが、我々は、議会の構成というものは市民の代表でこのように集約してお集まりの中で、我々が考えますこと、あるいは提案することを真剣に審議をいただきまして結論を得ております。その議決を得たことは我々は執行する立場でございますので、十分な説明と、その執行については責任を持ってやっていこう、こういう思いでございます。去る6月の議会で議決されましたことを今ここでとやかく私がお答えを申し上げる必要はないと思いますので、ご理解をいただきたいと思っております。

いずれにしても、私は市民のための市長でもございますので、市民の意向に沿った、市民のニーズに合った、もっと言うなら、市民の目線による行政を展開していこう、こういう思いをいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 太田議員の再質問にお答えいたします。

最終におっしゃられたのは見直しの是非、それから、教育を受ける選択ですね、拒否ができるかどうか、そういうことだろうと思うのですが、まず、見直しの観点で少しお話をさせていただきます。

教育というのは、学習指導要領を基本にしまして、県からも指針は出ておりますけれども、校長の責任のもとに、授業参観等を通しまして保護者に理解と協力を求めながら進めています。そういうふうに私は認識をしております。今後におきましてもさらにそういう機会をしっかりとつくり、そして保護者の皆さん方と十分に共通理解をしながら進めていくということを指導してまいります。

それから、人権教育等のいろいろ個別にお話ございましたが、私は人権教育につきましては、男女共同参画もそうですけれども、性教育もそうですけれども、やはりイメージを変えていくといいますか、何か縦じわをしながら教育を見るというのではなしに、イメージチェンジを図りたい、あるいはイメージアップと言った方がいいかもわかりません。

具体的に申し上げますと、子どもたちの生活の中にはいろんな人権問題があります。どんな問題があるかといいますと、例えばいじめの問題がありますね。それから、障害者を差別するような、そういうような問題もありますし、子ども間同士で、例えば太っている子にデブと言ってみたり、いわゆる体形や、それから能力による差別もあります。おまえはあほと違うかなど。そういうような身近な子どもたちの人権問題を教師が指導する、これは大事なことですが、もう一つ大事なことがあります。それは何かといいますと、子どもたちが自分たちの問題として自ら集団の中で解決をしていく、そういうふうに行きたい。僕たち、私たちが頑張って人権について、身近な問題について話し合っ解決できたのだ、そういう体験の積み上げをしていきたい。そうしますと、きっと人権教育、あらゆる教育のイメージチェンジが図れるのではないかと。このイメージチェンジというのは前から言われていることなのですけれども、私は言葉を変えまして、自治集団の育成など、そういうような形で教員には話をしております。

そういうようなことで、見直しにつきましては、いわゆる手法もそうですし、子どもたちの集団づくりといいますか、自分たちが楽しい集団にすることができた、自分たちの力でできた、こんな体験を積んでいけますように見直しをしたいと思います。

それから、授業の拒否でございますが、今までそういうことは私は経験したことはございませんし、そういうことを想定はしておりません。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 太田秀司君。

3番（太田秀司君） 市長のご回答ですけれども、全くそのとおりで、市長のされたことに関しては私はルール違反とか何とか一切言っておりません。市長はそのとおり議会で決まったことを忠実に執行された、それは当然、それに関しては一切口を挟むものではありません。おっしゃるとおりです。

ただ、心情的な面で特に私は言っておるのですけれども、やはりそれはルールでは確かにそうです。それでいいのです。すべていいのです。ただ、今後のことに関しまして、やっぱり本当に市民が納得のいく市政をしいていただきたいというのが本当の気持ちなので

す。ですから、あえてなかなかこの回答は難しいと思います。それはわかっているのです。わかった上で市長に聞いておるのです。簡単なことだったら、聞く必要はないのですけれども、本当に市長のまた本音というか、そこら辺のところは本当にしっかりお聞きしておきたいなと思ひまして。今後のこともありますので。今後やっぱり十分市民の方へ、こういう特に多額なものを出す場合には市民に最低限説明ぐらいするのが義務ではないかと僕は思うのです。それで納得が得られなかったら、納得がいくまで話されたいと思うのです。市長が熱意を持って話されたら、市民の方もわかると思います。そこら辺のところを言っているのであって、そこら辺と混同されないように、ひとつよろしくお願ひします。

それと、今の教育関係のことなのですけれども、教育長はご存知ではないだろうけれども、市内の小学校で既にもう授業拒否されているご家庭があるのです。調べ上げて、わかっているのです。だから、そこら辺もちゃんと調べていただいて回答してもらわないと、頭はないとかどうとか言われても、現実にあるのですから。

だから、これは、あるご家庭などだったら、例えばこういう性教育はかなわないなど。それならば、自分らのご家庭でちゃんと別個の参考書と申しますか、性教育の参考書、そういうものの市販のいいやつをちゃんと選別されて、それでもって家庭で教えますと言って、ある校長に了解を求めておられるご家庭もあります。そこら辺のところを十分に調べられた上でご回答をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

やはりこれは性教育だけじゃなくて、僕は本当にわがままに、すべてを好ましいとは思えないところもありますので、これは拒否させたいなと思うやつもあるのです。しかし、やっぱり義務教育ですので、義務教育というやつは、教育長がおっしゃるように、本来ならすべて受けさせるのが当たり前ですし、そんなものは十分わかっています。それをあえてこういうことを私が言っておるということは、何回も教育関係で質問されておられる方が議員さんの中にたくさんあります。そして、これはおかしいのではないかというところがたくさんあります。すべてそれは市民の声ですので、その辺の見直しをやっぱり市の教育方針としてしっかりやっていただきたい。今の回答のように、ただやっているだけ、ちゃんと間違いないようにやっていますというように聞くのではなくて、そこら辺のところをもう一回十分検討されて調べられて、実際それをこれからももう一回、次長などは特に教育関係にあれなのですけれども、お調べいただけるのかどうか。実際のその内容、本当に実際に性教育がどういうことをされて今やっておるのかというところを、各学校を実際に回られて十分に調べて下さい。済みませんけれども、そこら辺の回答をもう一度ひとつお

願いいたします。

終わりにします。

議長（秦 眞治君） 教育長。

教育長（大堀義治君） 太田議員の再々質問にお答えいたします。

性教育に関わって保護者が拒否をされていると。今初めて聞きまして、これはきちんと調査をさせていただきまして、必要なら指導をいたします。また、太田議員にも連絡をさせていただきます。

以上であります。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 冒頭にも、先ほどにも申し上げましたとおり、やっぱり市民のための行政を展開する、これが私に与えられた任務でございますので、住民の皆さんの意向に沿った、そして、私が絶えず申し上げます、住民参加による、住民と協働したまちづくりをしていきたい、こういう思いでございますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第6号、第5番 田中良隆君。

5番（田中良隆君） 5番、田中良隆でございます。2点、質問をさせていただきます。

1番目、最初に挨拶の件でございますが、市民の行政に対する要望は多種多様であります。その要望を全部満たすことを考えますと、大変なコストがかかるわけでございますが、しかし、間違いなくすべての住民が望んでいることがございます。それは、野洲市職員の愛想をよくしてほしい、行ったとき、顔を見たときはきちっと挨拶をしてほしい、そういう要望であります。住民は何かの用事があるって市役所に行っているわけですので、そういう住民に、顔見知りの職員には挨拶をするけれども、そうでない職員、廊下で、あるいは階段ですれ違っても、わざと横を向いているような職員もあるような気がします。せいぜい少し頭を下げる程度というのが大半のような気がしますし、もちろん、中にはですが、いつでも誰にでもきちっと挨拶されている職員もあるような気がしますが、全体から言うと、極めて少ないような感じがします。

ここにも傍聴人の方が何人もおられますけれども、恐らく私の意見に同感していただいていると思いますが、もし職員の方からはっきりと相手にわかる声、挨拶というのは相手にわからなければ、伝わらなければ何も意味がないわけですから、相手にわかるような声で「こんにちは」「いらっしゃいませ」、そんな声をかけたら、声をかけた方もそうですし、

かけられた方も当然いい感じになると思いますし、また、仮にそれが苦情を言いに来ていたとすれば、10ぐらい文句を言おうと思っていたところが、まあまあ、愛想よく挨拶をしてもらおうと、文句が5ぐらいに済むという、これは人間ですから、当然あることなのです。そういうコミュニケーションこそ住民サービスの基本であると思います。職員はサービス業であるという、そういう意識を徹底すべきであると思いますし、それについては何ら口だけの話ですから、もちろん心も伴っていなければいけないわけですが、当然コストなんか全然かからないわけです。

ここにも職員さんが20数名おられます。偉い人ばかりですけれども、もし我々はサービス業ではないという方がおられたら手を挙げていただきたいのですけれども、恐らく、手が挙がりませんので、皆、サービス業だとは思っておられると思うのですが、もちろん、顔ぶれを見せてもらっていても、市の職員というのは皆それぞれ優秀な方ばかりだと思いますし、当然頭の中では住民に対する挨拶の重要性というのは十分にわかってもらっていると思います。

でも、それができていない。大部分ができていない。それは結局、小学校、中学校に指導する場合と一緒になのです。周りがしていないから、できないのです。周りがしていれば、当然それが当たり前。当然職場によって、コンビニでもファーストフードの店でも、きちんと決まったような挨拶をしますよね。でも、あれでも、しないよりはうんと気持ちのいい話でして、やっぱりみんながするという方向に何で持っていけないのかという、そういう疑問を持っているわけですが、私は当然これはシステムの的に問題があると思っています。どうしたらいいとお考えなのか。当然私は改善すべきだと思っているし、市長も含めて当然それは心の中で思っておられると思いますが、どういうシステムにしたらよくなるのか、その辺の考え方をお尋ねしたいと思います。

それとまた、合併して11カ月余りなわけですが、職員の中のコミュニケーションも含めて、挨拶だけに限らず、日常の仕事のコミュニケーションも含めて、その辺がうまくいっているのかなど。時々、余りうまいことっていないことを個人的には聞くことがありますので、その辺はどうなのかなという、そういうこともあわせてお考えをお願いしたいと思います。

それと、2点目でございますが、農政課が答弁書を書くのは恐らく初めてだと思いますが、農業について、合併以来1年経って初めて農業の質問をさせていただきますが、野洲市の面積というのは、山、田んぼ、まち、いろいろ合わせまして全体の42%が農地なので

す。農業がその地域社会に果たす役割を考えますと、その農業の担い手というのは地域社会の担い手でもあり、その育成・確保というのは地域社会の維持のためにも不可欠だと思っています。

本年3月に新しい食料・農業・農村基本計画が閣議決定されました。平成19年、再来年度ですね、新しい農業政策を次々と具体化されようとしているところです。まだ野洲市の地域農業マスタープランはできておりませんが、野洲市の農業をどうするのか、特にその担い手についての質問をしたいと思います。

担い手につきましては、国は、幅広い農業者を一律に対象とする施策の体系を見直しまして、認定農業者制度を活用し、地域における担い手を明確にして、いわゆるめり張りを付けて、そこに経営施策を集中、あるいは重点的に実施し、それらを効率的で安定的な経営に発展させようという、そういう流れが基本です。そうしないと、国民全体の、いわゆる納税者の合意が得られないという、そういう判断から、農業に限らずすべてがそういう動き、流れになっておりますが、その点、そういうめり張りを付けてという部分、その辺をどう考えるのか、お尋ねしたいと思います。

野洲市には野洲市農業経営者協議会というのがございまして、35名の専業農家が組織されている協議会があるわけですが、彼らのような農業者を中心にしまして、認定農業者というのは59名を数えます。また、集落営農組織もたくさんございます。ただ、集落営農組織というのは名前だけで、平成19年からの担い手に位置付けられるわけではないですね。一元的に経理をして、いわゆる在所中が一つの勘定で百姓をして、そういう経営としての実態がないと、19年からは集落営農の担い手として位置付けられないわけです。

そういう組織をつくらうと思いますと、当然その集落の組織の中にやっぱり強力なリーダーシップを持った方が、本当にみんなのために骨を折るようなリーダーがいないと、そういう立派なものはなかなかできないわけですが、市の農政課としましても、これから農協と十分に連携をとりながら、それを指導していく責務というのが法律的にうたわれているわけですね。現実にその指導ができる職員が今の農政課にいるのかどうかというと、私は本当のところを言いますと、なかなか甚だ心もとない気がするのですが、「大丈夫です。うちの職員はしっかり皆やってくれていますから、任せて下さい。19年からばっちりです」と言ってもらえるのかどうか、この辺はイエスかノー、二者択一で返答をしていただきたいと思っています。

以上です。2点、よろしく申し上げます。

議長（秦 眞治君） 助役。

助役（川尻良治君） 田中議員の「きちっと挨拶を」とのご質問にお答えいたします。

市役所は先端の行政機関であり、常に市民の皆さんと接する職場であります。田中議員ご指摘のとおり、職員の対応の仕方一つで、市役所は市民の皆さんに親しまれるところにもなり、逆に敷居の高いところにもなります。

また、挨拶はコミュニケーションの基本であり、第一歩であります。挨拶は家族はもとより、地域においても毎日交わされるものであり、いわば社会の常識であります。この挨拶ができる、できないということは、基本的には職員個々の資質の問題であると考えますが、職員がこうした社会の常識ができていないということは、職員を管理する立場にある者として大変恥ずかしく、また、残念なことであると認識をしております。

市長あてに市民の皆さんからいただきますご意見やご要望の中にも、職員の待遇に関するご批判がございます。こうしたことから、各所属における職場研修において待遇を必須のテーマとして位置付けておりますし、また、市民の皆様からご批判をいただいた所属におきましては、その原因や再発防止について研修を行わせ、その報告書を市長まで上げさせております。待遇につきましては、地道ではありますが、こうした積み重ねにより改善を図っているところであります。

今後、部長会、あるいは総合調整会議等において挨拶の励行を確認し、各所属で管理職を筆頭に実践をしまいたいと考えております。

次に、合併後の職員間のコミュニケーションについてのご質問でございますが、全体としては職員間でまだまだ顔と名前が一致しないということもあるかと思います。しかしながら、各職場におきましては毎日一緒に仕事をし、話をするによりまして意思疎通が図られ、結束力ができつつあるものと感じておりますし、さまざまな行事や職員間の親睦の機会等を通じまして職員の輪も徐々に広がってきているように感じておるところでございます。

いずれにいたしましても、職員個々の資質の向上と職員間の連携を図ることが市民の皆さんに対するサービスの向上につながるものと考えておりますので、コミュニケーションの基本である挨拶の励行を再確認し、職員が一丸となって市民の皆さんのためのまちづくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 田中良隆議員の「どうする野洲市農業の担い手」についてご答弁させていただきます。

これからの農業を考えますと、専業農家の減少、高齢化の進展、耕作放棄地の増加等、農家を取り巻く状況は深刻さを増しております。また、個人所有機械の負担が増加し、限界を感じておられる農家も多いと推察いたします。

このような中で、国においては、農地の担い手への利用集積を進め、農地の有効利用、経営の安定、作業の効率化を図ろうとしております。また、小規模農家、兼業農家、高齢者や女性の方々にも担い手の一員となっただく方途としまして集落営農への取り組みを進めております。

集落営農のメリットといたしましては、機械の共同利用によりコスト削減が可能である。意欲、体力、気力に応じて参加できる。地域社会も生き生きする等々が考えられます。しかし、地域の農業を担う集落営農は、将来的に効率的で安定した経営を行うことができるように、組織の運営や経理などの面でしっかりとしたものが必要でございますけれども、今般新たな食料・農業・農村基本計画に集落営農が位置付けられたことから、今後の各種施策の動向を踏まえれば、これらの動きに遅れることなく対応していくことが重要と考えております。

このようなことから、本市におきましても国の方針どおり積極的に取り組んでまいりたいと考えております。そのためにも、国、県、市、市農業委員会、農協等が互いに連携し、また、滋賀県担い手育成総合支援協議会から、必要に応じて指導・助言を受けながら施策を推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 田中良隆君。

5番（田中良隆君） まず、挨拶の件でございますが、全く私と同じ考えを助役に言っていたので、そのとおりになるようにしていただきたいと思いますが、私もご質問するのに一応参考のためにということで、知り合いのホテルマンに、挨拶についてのホテルの教育研修用のテキストを入手してきたのですが、毎朝ということで、こういうのは結局は繰り返し繰り返し言っていけないと、朝礼なり、あるいは夕礼なりをされているのでしたら、順番に課なり部なりで当番を決めてリーダーをして、まず発声練習をして、それを繰り返し自分で声を出すことでないと身に付かない、そういう話がありまして、接

客の6大用語というのがあります。「いらっしゃいませ」「ありがとうございました」「申しわけございません」「かしこまりました」「恐れ入ります」「少々お待ち下さいませ」、これが接客の6大用語だそうです。

その他いろいろ、スマイルエクササイズ、笑顔の作り方など、いろいろ書いてあるわけですが、私も今、助役から答弁をいただきましたので、できたらですが、12月も3月もこの議場にいたいと思っておりますので、そういうときに、もしできていなければ、もう一度こういう質問をさせていただきたいと思います。その辺は質問でも何でもありませんので、そういう話です。

それと、農業の担い手についてですが、いろいろどこにでも書いてあるような答弁の内容であったわけですが、とりあえず国のめり張りの付いた担い手のそういう施策を基本に進めるといふ、そういう内容だったと思いますが、もう一点、職員については大丈夫だ、任せておけと言ってもらえるのか、それについて返答になっていないようですが、特におとといの衆議院選挙で自民党が圧勝したということがありまして、こういう動きというのはますます加速していきたくらうと思います。

今月9月1日から新しい経営基盤強化法が改正されまして、本来9月1日には県が基本方針を決めていないといけないのですが、県ももたもたしておりまして、まだそれができていません。恐らくは、県のもたもたぐあいから言いますと、いつものことですが、大体3月にならないと基本方針はできない。それを待っていて市の基本計画をすとなると、結局来年度になってしまうのです。県のフォーマットが示されないと野洲市の農業のビジョンが書けないのではだめなのです。とりあえず県のフォーマットを示していただいて、そこに数字だけ、単語だけを埋めるというようなものでは、日本全国どこでも、僕でも2日3日あったらできますよ、そんなことは。

そうではなくて、やっぱり野洲市農業をどうしよう、担い手をどうしようと積極的に考えてもらえる、与えられた仕事だけではなくて、もっともっと本当に農政課の仕事をしている、農政をどうする、農業をどうする、担い手をどうする、そういうことを考えてもらえるような人がいるのかどうかという質問をしているわけです。もしいないのであれば、今度、3月、4月の異動のときには市長にその辺も考えていただきたいし、その辺の質問にお答えをいただきたいと思います。

議長（秦 眞治君） 環境経済部長。

環境経済部長（米澤 博君） 田中議員の再質問でございますけれども、食料・農業・

農村基本計画、今年の3月に改革・施行されまして、平成19年度に向けた取り組みをしていかなければならないということでございます。

そうした中で、先ほどご答弁させていただきました担い手育成の県の協議会、あるいはまた地域協議会というものも見直しされまして新たに設立されたわけでございます。県協議会、地域協議会と連携をとることは当然でございます。そしてまた、それぞれ県のそうした南部振興局の営農指導員、そしてJAの指導員等々との連携も必要でございます。そうした中で、それぞれ目標を定めながら19年度からの担い手の育成に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そうしたことに対する職員の体制ということでございますけれども、確かに現在、言われておられますような、専門職的なそれオンリーの職員としては体制はできていないというのが現状であると認識をいたしております。

そうしたことでございますけれども、今後、先ほど申しました県協議会、あるいはまた地域協議会と連携をとりながら、19年度の担い手育成の年度に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 田中良隆君。

5番（田中良隆君） わかったような、わからないような答弁だったわけですが、いずれにしても、私が人事に口を挟むわけではないですから、農政についての一般質問そのものも今まで全然なかったという、そういうことを踏まえて、農業者の中では、市長は余り農業に対して熱心ではないなという、そういうイメージも、市長はもちろん否定されていますが、個々の農業者の方というのはそういう思いをされている方がたくさんおられるというのが現実なのです。そういうことも含めまして、農政課に部長から、課長をはじめ、それぞれにハツパをかけていただきまして、野洲市の農業をどうするのか、本当に真剣に前向きに考えていただくような体制をとっていただきますことを要望として、終わっておきたいと思っております。

以上です。

議長（秦 眞治君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時22分 休憩）

（午後2時40分 再開）

議長（秦 眞治君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、通告第7号、第10番 中島一雄君。

10番（中島一雄君） 10番、中島一雄です。私は、家棟川平地化に伴う河川敷地利用及び周辺整備その後についてお伺いいたします。

家棟川都市対策砂防事業は、関係各位の努力によりまして、平成7年度、事業採択されて、小堤、辻町、上屋地先に位置して、平成9年度より用地買収総事業費約30億で、平成10年より、下流部から順次本格的に事業に着手され、最終的に延長900メートルにわたる事業が平成18年3月に完成予定となっております。

私は平成12年6月議会におきまして、当時この計画の中で辻町側において約3,000平米から5,000平米程度の河川敷地ができる予定とのことで、この敷地利用について、高齢化社会への備えといたしまして、また、町民の方々の憩いの場としての緑地帯、あるいはパターゴルフ等スポーツのできる施設の提案をさせていただきましたが、そのときの回答として、この敷地の利用形態は未確定であり、今後、県、町及び地元を含めた中で利用について十分な協議をしてみたいとのことでありましたが、約5年経過いたしました。その後の対応についてお伺いいたします。

また、平成14年9月議会においては、平地化に伴う篠原神社周辺整備の現状への対応と、家棟川隧道の今後の取り扱いの方向性について伺いましたが、現在どのような状況にあるのか、お伺いいたします。

以上であります。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 中島議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、廃川敷地の利用につきましては種々検討を重ねてまいりましたが、地元の方々が集えるような憩いの広場や、健康増進の図れるふれあいの場が適切であると考えております。しかしながら、事業に際しての懸案事項の取り扱いの結論が現在までかかりましたので、今後、詳細を詰めていく予定であります。現在のところ、県としては跡地利用は考えておらず、廃川敷地を市が利用しようとするすと、県から有償で買い取る必要が生じてきますので、財政事情等を勘案しながら今後の計画を策定したいと考えております。

また、隧道の取り扱いの方向性についてということでございますが、この件につきましては従前から竹内議員に地元との協議に大変ご苦勞をいただき、また、再三にわたりご質問をいただいておりますが、今日までは、平成13年に日本の近代土木遺産に選定されたこともあり、河川管理上、小堤側の3分の1は撤去し、残りの3分の2を現地保存する

内容で地元等と調整してまいりました。しかしながら、平成16年6月に県より琵琶湖西岸断層帯の地震発生確率が公表されたことから、改めて県と協議をいたしました。小堤側の3分の1を撤去することにより残り部分は耐震性が低下し、崩落する可能性があるため、現地で保存することは危険でありますので、解体撤去して、石材等は一時市有地で保管し、可能な限り復元保存をしていきたいと考えております。

また、篠原神社周辺整備につきましては、市道橋工事の際に迂回路を設置する計画でありますので、この状況を見ながら考えてまいりたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 中島一雄君。

10番（中島一雄君） 再質問をさせていただきます。

今の部長の回答に対しまして、敷地利用について、地元の方々の憩いの広場ですか、またふれあいの場が適当であるとのことですが、適当であるということはいまい言葉でありまして、具体的に答えていただきたい。例えば提案させていただきましたゲートボール場やパターゴルフ場や緑地帯など、施設名を答えていただきたいと思います。

それと、県といたしまして跡地利用は考えていないとのことですが、本市として河川敷としての利用は正式に伝えておられるのか、交渉は何回ぐらい持たれたのか。

それと、敷地面積を再確認しておきたい。もう一度答えていただきたいと思います。

また、種々検討を重ねてきたとのことですが、地元の方々とのお話し合いの場は何回程度持たれたのか、その内容はどの程度の要望があったのか、また、地元とはどこどこか、お伺いいたします。

それと、18年3月完成予定となっておりますが、今後の計画を策定したとのことですが、財政事情はあると思いますが、目標は何年後か、策定から着工まで何年見ているのか、お答えいただきたいと思います。

それと、私は平成14年9月議会で周辺整備について、篠原神社の現状への対応と隧道の取り扱いの方向等について質問させていただきました。これは竹内議員も再三質問していると思います。そのときの回答といたしまして、遺産的要素が高い隧道といたしまして後世に引き継ぎ、現地で保存するのが最善であるとの結論に達したということで、隧道は3分の1を取り壊して、3分の2が現地に残るとの回答でございまして、地元の要望とは全く相反する回答でありましたが、今回、耐震性が低下する理由で解体とのこと、地元としては要望に応じていただけて嬉しいことと安心しておるわけでございます。また1

80度変更のないようお願いしておきたいと思います。

解体した石材等は、これは一時的に市有地で保管するとのことですが、どの辺の市有地を考えているか。

また、復元保存する場合、石材等の移動は、物が物だけに運搬費用が相当かかると思います。二度手間のないように、同一場所と考えて慎重に考慮する必要があるのではないかとと思うのですが、お伺いいたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 都市建設部長。

都市建設部長（北口 守君） 再質問ということで幾つかご質問をいただきました。

まず、具体的な敷地利用はということでございます。今のところ、憩いの広場的なもので、ゲートボールなどができる多目的な広場や休憩所、植栽などを考えております。

それから、跡地利用を県に伝えているか、また、その交渉は何回ぐらいしているのかということですが、このことにつきましては、事業着手のことからずっと要望を続けているということでございまして、回数につきましては、毎年度当初の県との協議時、それからまた県要望のときに伝えております。

それから、跡地の面積ということですが、約3,000平米程度の予定をいたしております。

それから、地元との話し合いの回数等でございますが、広場の整備につきましては、内部をはじめ、県との検討が主なものでございまして、余り地元との協議ができておりませんでした。現在までは事業施行の方が先ということで先行しておりましたので、これから、事業の完了の目処が立ちましたので、今後、地元と協議の方を取り組んでいきたいというふうに思っております。

また、地元とはということでございますが、小堤、上屋、辻町というふうに理解をいたしております。

それから、広場整備の今後の計画、それから何年後かということでございますが、1つ、工事の完了は18年3月ではなくて18年度末、したがって、19年3月の見込みということでございまして、その間に計画策定を目指しまして、その後できるだけ早く整備をしたいと。今のところ、何年着手の何年完了というところまではお答えできませんので、申しわけございません。

それから、解体した石材の保管場所についてでございますが、今考えておりますのは、

北櫻のびわこ学園の付近に市有地が少しございますので、そこに保管を一時したいなというふうに思っておりますし、本来ですと近くの河川敷がいいのですが、今後の工事の資材置き場や、工事用の重機等が出入りするために、利用することができませんので、保管場所等については他の場所等も含めて慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 中島一雄君。

10番（中島一雄君） 敷地につきましては、ゲートボール場ですか、また緑地帯ということで施設名を挙げていただきまして、前向きな回答をいただきまして、ありがとうございます。

面積は3,000平米とおっしゃいましたね。これは前回の答えと一緒に、確認しておきます。

それと、完成が18年3月ということの予定でしたが、19年3月ということで、1年延びるわけですね。敷地利用の施設をつくるとなれば、財政事情等は当然あると思いますが、目標をこれから策定するということですが、やはり何年後に着工するというところまで見据えて、1年あるのですけれども、確実にその予定は実行してもらわないといけないし、市民の憩いの場として、また老人の憩いの場といたしまして、野洲市にはそういうところが非常に少ないこともございます。ぜひ1年の間に策定から着工までの予定を、目標を立てて実施に移していただきたい思いでございます。ぜひ実行していただきたい。

健康増進を図る施設の早期実現といたしまして、地元としては平地化に合わせて、トンネルの撤去も含めて篠原神社の堤防も撤去していただき、小堤側が一望できるように期待しているわけです。篠原神社の横の堤防も、これはぜひトンネルを撤去すると同時に撤去をお願いしておきたい思いでございますので、今後十分検討していただきたいと思います。

また、市道橋の工事の迂回路の設置計画の実施を早急な対応をお願いしておきます。

以上です。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第8号、第18番 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） 大きな題目としては1点ですが、3点ほど具体的に質問してまいりたいと思います。野洲市湖岸開発株式会社と水辺整備事業についてでございます。

中主町より引き継がれている事業報告書によると、今日まで順調に、この野洲市湖岸開発株式会社ですが、推移していると判断されます。それで、水辺事業の展開をこの第三セクターである野洲市湖岸開発株式会社に委任してはどうかと思うが、今後の具体策を明ら

かにしていただきたい。

また、水辺整備事業も含めてリゾートネックレス構想とも関連があると思われるが、現在の状況を明らかにされたい。

まず1点目として、ヨットハーバーの建設はどうか。

次に、10年以上放置されている湖岸道路沿いの空き地、これに、過去にも言っていたのですけれども、クラインガルテンの建設はどうか。

第3点目として、大畑橋の下流の土地利用として、対岸のグラウンドゴルフ場が満杯になっており、その施設の建設を提言してはどうか。

以上、3点についてお聞かせ願いたいと。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 森田議員の野洲市湖岸開発株式会社と水辺整備事業についてのご質問にお答えいたします。

野洲市湖岸開発株式会社につきましては、本市がその資本の50%超を出資いたしております第三セクターでございます。この運営につきましては、今回ご提出いたしました第14期の事業報告書にもございますように、全国でリゾート不況が叫ばれる中においてもおおむね堅調な推移を示しております。

まず、ご提案いただいておりますヨットハーバー等、水辺での事業を展開し、同社に委託するというご提案でございますが、野洲市湖岸開発株式会社は今日まで地域の振興と、琵琶湖と湖岸の保全を基調としまして、そのバランスを維持しつつ、第三セクターという性格に基づきまして、収益性と公共性を両立させた運営を行ってきたものでございます。

ご提案の内容につきましては、アウトドアブームが去り、全国に類似施設が乱立するようになった今日におきましては、施設の個性化や経営の多角化を図っていく上で、確かに検討が必要な選択肢の一つであるとは考えますが、野洲市湖岸開発株式会社が今まで既存施設をもとに展開してきました、静かで安らげるキャンプ場、また、市民も気軽に利用できる保養施設としての価値をそぐことも懸念されます。また、リゾート法に基づく県の基本構想にも当時採択されなかった施設でありますことや、設置に係る初期投資等多額と見込まれますため、現段階では検討を進める状況ではないと考えております。

次に、2点目の湖岸の市有地にクラインガルテンを整備するというご提案についてでございますが、この市有地の活用につきましては、新市まちづくり計画においてエコリゾートの推進として主要事業に位置付けまして、自然環境を学習体験していただける施設整備

をその活用方策として掲げております。その手法といたしましては、現時点では従来からの大学関係のセミナーハウス等の誘致とあわせて今後も検討を進めていくものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 3点目の大畑橋下流の土地利用についてのご質問にお答えさせていただきます。

現在、1級河川で日野川改修が実施されております。これにつきましては平成22年度完成を目標に進められております。このうち比留田地先の大畑橋下流の左岸河川敷は、現在は改修に係る資材置き場として利用されております。

滋賀県では、この当該地に河川利用型のマリンスポーツや湾処等河畔林でのピオトープなどの整備構想をされております。この計画とあわせまして、旧中主町におきましては今日までに、この大畑橋から下流2.5キロメートルを利用したカヌー競技等の河川利用型マリンスポーツや、河川敷を利用したフットサルコートやグラウンドゴルフ場、また環境学習の拠点として有効利用を図るため、県において整備を推進していただけるよう要望してまいりました。つきましては、本年も県に要望したところでございます。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 森田貞雄君。

18番（森田貞雄君） ヨットハーバーの建設はもう相当このリゾートネックレス構想、これは平成2年か3年に言われて、立ち消えになったような内容ですが、その後随分経っているわけですから、新たに当地に計画がないからといって、ヨットハーバーの建設をあきらめるといえるのはどうなのか。何でそれにこだわるのか。5万都市になって場所的にいいところであると思うし、菖蒲の漁港、あそこを拡大すれば簡単にできるのではないか。

それから、再度、ないということだから、無理かもしれないけれども、もう一度申し上げておきたい。2番目のこの湖岸道路の内容ですね。何百万かかけて何とか拠点等にして建設する。今も回答のあった大学の交流拠点など、これはせんど言われてきているわけですよ、この内容は。これは10年もほうっておいて何もできないと。本当にこれはどうなっていくのかなど。真剣に考えておられるのかなと思うのですが、この中で、市長は湖岸開発株式会社の社長にもなっておられるので、最終的に市長に一遍答えてもらいたい。

それから、大畑橋の下流の土地利用ですけれども、もう一度答えてほしいのだけれども、

私はグラウンドゴルフ場を提案しているのです。これについてのお答えがないけれども、私は具体的に言っているわけですから。その他に、もう一度はっきり言ってほしいのだけれども、これは県へ要望するものですか。この土地は国でしょうが。国は既に、ある程度の他の件も地元で相談に行こうかと言っているような状態なのです。私が言っている内容とは違うことでね。もう一遍この3番について答えていただきたい。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 森田議員のご指摘のように、私は市長に就任して即社長に就任をさせていただきました。誠に申しわけないことですが、報告を怠っております。

内容から言いますと、そもそもあそこをおつくりになったときにはN T Tの国債ですか、それを借り受けてやったと。その残高がかなりございまして、それをまず償却するのに今一生懸命になっておりまして、もう一つ、水資源からあの土地を買ってもらったのか何かでそれを交渉して、できるだけ低額にさせていただきまして、とんとんで償却ができるような工夫を凝らしながら今現在取り組んでおりまして、新しい事業の取り組みについてはかなり至難な問題があるなど、こんなふうにとめております。

最近では何かもう少しお金をもうける方法はないかということで、幸いにして県が湖岸のあの辺を指定管理者制度に出しますので、その管理委託を受けたらどうだと。ずっと草津の湖岸と一つにして指定管理者で出すのです。それに応えていたらどうだというようなことや、いろんな議論をしているのですが、そういうことをしながら、オートキャンプ地を中心に今、経営をしております。だから、新しい事業に取り組むのは若干今の時期はまだまだであろうとこういう判断をしますので、将来やっぱりいろんな計画がございしますので、その計画を実施していきたい。

それと、湖岸道路側にございます土地、あれはきのう私は見に行ったのです、実は。かなりいい土地でございますので、先ほど大学のセミナーハウスでもと、こういうことですが、かなりあそこも規制のかかる土地でございますので、そう簡単にはいかないとは思いますが、これは私の思いなので、申し述べたいのですが、幸いに野洲川歴史公園にサッカー場ができます。3面できるのです。かなりあれは夏場になったら学校の合宿というのですか、何か来るのではないかと、こう思います。

そのときに、希望が丘でもそれを言われているのです。あれだけ立派なアンツーカーを引いた陸上競技場があるのに、野洲市では合宿ができない。泊まる場所がない。昔ですと、

お寺の本堂を借りたり何かして泊めたのだけれども、今は衛生管理上、そういうことは許されない。だから、やっぱりホテル形式のところにはやらないといけない。ビジネスホテルがいろいろあるのですが、そこで子どもをビジネスホテルに泊めるということは余り。だから、私はあの土地を利用して、あそこにサッカー場ができるのですから、何かあの土地を利用したい、こんな思いで、内部的に検討してくれたらどうだということで、昨日も見に行っていました。

それと2点目の、大畑（おおばたけ）と言うのですな。我々は大畑（おおはた）と言うのですが。あそこも見に行きました。確かに対岸の野村地区ですか、たくさんの方がグラウンドゴルフをやっておられて盛況でやっておられる。こっちはまだ資材置き場のような形なのですが。やっぱりあれを見ると、何らかあの土地を住民の皆さんがそういう向きで活用できるような施設に、向こうがグラウンドゴルフだから、こっちもグラウンドゴルフ、果たしてそれがいいか悪いかは別としましても、何か使える方法はないのかなという思いをいたしまして、右岸は築堤できていますけれども、左岸側はまだ築堤できていませんので、これから事業に入るというところですので、それを踏まえてやっていけばと、こんなふうに思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

だから、国の土地だとおっしゃるのは、確かにそうかと思えます。やっぱりそれだけの占用許可をとっていかないといけない。河川敷でございますし。そんな思いをして、きのう見てまいりましたので、ご報告を申し上げておきます。

済んだ話になりますが、中島さんの回答で、いつまでだという話があったのですが、今申し上げたこの土地と、中島さんがおっしゃった土地は意味が違います。あれは廃川敷地という敷地になりまして、国が用途廃止をまずしなければ使えない土地です。それで、財務省の普通財産におりる。その普通財産を滋賀県を經由して払い下げを受ける。それで野洲市のもことになる。これはかなりの時間がかかると思えます。部長は答えなかったのですが、部長は今新しく、過去の歴史は余りご存知ないと思えますので。確かにあそこの改修をするときには地元にはできるだけ使っていただけるようにしましよと、こういう約束はできておりますが、時間のかかる話だということでご理解をいただいておかないと、すぐできるような思いのように私は受けとめましたので、訂正を申し上げておきたいと思えます。ご理解いただきたいと思えます。

18番（森田貞雄君） 今の市長の問題、湖岸に関連してもう少し細かいことを、大畑橋のことについて回答があった、それをもう一度再回答してくれと言ったのです。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 先ほども答弁をさせていただきましたように、この敷地につきましては県の方におきまして、河川の利用型のマリンスポーツや、あるいは河川敷を利用した環境学習というか、ビオトープなどのそういうような整備計画を今、県で構想を持たれております。

そうした中で、先ほども説明いたしましたように、中主町においてはこういうことも行われているので、その中でカヌーの競技等のマリン型スポーツ施設、あるいは河川を利用したフットサルコート、あるいはグラウンドゴルフ場の整備も一緒をお願いしたいということをおきに要望しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 森田眞雄君。

18番（森田眞雄君） 3番目のことでいろいろ並べてもらったのだけれども、これはもう随分前から国の施設、八日市にあります国の施設ですね、大津湖南の場合だったら草津にあります湖南の施設、それと、あれは八日市にあるのも国の施設ですけれども、そこからも実はやはり今後具体的にこういうことに使おうかということは話が出ているのです。

今聞いておったら、単に要望を県にしているというだけで、今までどういう接触をしてきたのか。私は具体的にこのことについて、例えばワンステップとして、地元には比留田に話があったのです。地元はもう自分の管理するのがかなわないから、あの一帯はもう任せたと。またかわって中主町は何をしてきたのか。何ぼ言っても今のその範囲で、マリン型スポーツをやるなど、そういうことをやっている。片方では具体的に、申し上げておきますけれども、その前に、本当に聞いていないのかどうか、2回も聞いても今おっしゃらなかったのだけれども、具体策としてはそこに森林というか、森を、今、比留田側に日野川未来公園だったかな、あるのですね。その続きかその周辺に森をつくって、鳥や昆虫やらというところをつくろうかという具体的な話が出ているのです、実は。

ところが、そういうことについて、今話しておったら全然、この答えを見ると、探知しておられないのです。不思議でしょうがないのは、今までずっと、2番目のこの湖岸道路沿いの土地も含めてですけれども、誰かが何で一貫してそういうことについて話をしてこないのか。その場限りの回答ばかりです、これ。大学の関係の施設なども田中孝嗣議員が随分前に京都まで行って大学の関係者と話してきて、私も一緒に行ったこともあるのですけれども、全然我々が言っていることについて一貫した受け答えがされていなくて、その

場限りのことだけがされている。市長は初めて見に行かれたようだし。初めてではないかもしれないけれども。

その点、気合いを入れて。草ぼうぼうで10年もほうっておいて。また、今もう具体的な話が出ているのに、その整理がされていないというようなことは、組織とはいったい何なのだと。地元から提供なさった吉川の方は、もうこれは20年になると言っておられます。この今の湖岸道路沿いにクラインガルテン云々という、あるいは大学の施設云々というのはね。余り言っても仕方がないけれども。だけれども、いったい何ということだと。そうそうたるメンバーがそろっておられて、一貫して、その資料を聞けば、その場限りのことだけが並んでくると。本当に時が進んでくる、あるいは時代がこういう時代になってきて、すごいスタッフをそろえて、すごい金を使って、いったい事業展開が何でこんなふうになっているのだと。うっかりすると、野洲の市役所にロケット弾が投げ込まれるかもわからないから、ここまでぐらい言っておかないと動いてもらえないかもわからないので、ひとつ気合いを入れてやっていただきたいと要望しておきます。

議長（秦 眞治君） 教育部長。

教育部長（島村平治君） 森田議員の再度の質問でございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたように、この河川につきましては、一つはこの河川利用型のマリンスポーツの施設、もう一つは先ほど、難しい名前ですけども、説明いたしました湾処等河畔林ということで、ここで自然の森なり林をつくって環境というか、水に親しむ公園等の整備というような計画を県でされておりますので、その要望、そういう計画に合わせて同時にグラウンドゴルフ場等の整備もお願いしたいということを県に要望しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第9号、第2番 木村定八君。

2番（木村定八君） 2番、木村定八です。議長のお許しを得ましたので、私は湖岸地域振興基金の利活用について質問いたします。

昨年、合併前、旧中主において9月の定例議会で、湖岸地域振興基金の設置が執行部より提案され、湖岸開発の必要性を議員全員が認め、吉川自治会より寄附された5,000万円を湖岸地域振興基金として設置することが可決されました。

さて、琵琶湖に接する市民の方々、また吉川地域の住民の方々、湖岸地域一帯に対する開発の期待は大きく、夢膨らむものと思われれます。つきましては、現在、湖岸地域振興

基金の利活用についてどのような管理・運営、今後どのような土地利用を目指していくのかをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 木村議員の湖岸地域振興資金の利活用についてのご質問にお答えいたします。

湖岸地域振興基金につきましては、昭和57年及び平成元年の2回にわたりまして吉川自治会から旧中主町に寄附をいただいた5,000万円につきましては、平成16年3月に野洲川廃川敷地及び琵琶湖岸の開発等のための資金として設置された基金でございます。合併時に野洲市においてこれを引き継ぎ、平成16年度末現在では5,000万9,398円を管理いたしております。

本市では、琵琶湖岸とその周辺地域につきましては、将来に向けて保全すべき水環境であることはもちろん、全市民にとっての憩いの空間であり、貴重な観光レクリエーション資源であると認識をしております。そのため、新市まちづくり計画におきましてもエコリゾートの推進として主要事業に位置付け、自然環境を学習体験していただく施設整備その活用方策として掲げております。

なお、森田議員のご質問に対するお答えでも申し上げましたが、その手法としては、従来から目指しております大学関係のセミナーハウス等の誘致を中心に今後も検討を進めていくものでございますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 木村定八君。

2番（木村定八君） ご承知のとおり、吉川、菖蒲、安治、須原、野田地先の自治会が琵琶湖岸に接する地域です。琵琶湖周辺の管理について、一部の地域では委託を受けて管理されておられる自治会もあると聞き及んでおります。先ほどの5,000万円の基金はそこら辺の琵琶湖周辺の管理全体について生かしていくというように聞いておりました。

そこで、さて、吉川地先の湖岸道路に沿った面積、先ほど森田議員も言っておられましたが、2.4ヘクタールの土地であります。私は野洲市の琵琶湖周辺一帯が市民の憩いの場、観光・マリンスポーツの拠点として開発されることを望むものであります。

とりわけ吉川地先の湖岸道路に沿った市所有の土地であります。今から約19年前に、県が計画する公共施設を誘致し、湖岸開発を推進する計画で、多数の畑地所有者の方々から買収したものであると聞き及んでいますが、1度、2度、3度目と、県が計画する公共

施設誘致に失敗に終わっています。今や滋賀県においても財政事情が緊迫している状況の中、従来のような箱物施設の誘致は、建設費、建設後の維持管理費用を見据えると、財政負担は大きく、県の公共施設誘致は大変厳しい状況と思われませんが、早急に、公共施設誘致も視野に入れた中で民間施設の誘致や市民の憩いの場づくりなど、開発に関する湖岸開発審議会または開発プロジェクトチームのような会等、意見、審議を行う場を設けていただくようお願いしております。メンバーには、市民より公募し、また、地域の代表者や若者、女性及び開発コンサルタント等を交えながら、住民参加型の審議をする場を平成18年度より設けていくなどの考え方はないのかをお伺いします。

また、あわせて、夢を描ける会の設置を提案いたします。

以上です。

議長（秦 眞治君） 総務部次長。

総務部次長（前田健司君） 木村議員の再質問にお答えいたします。

市有地の活用につきまして、住民参加の協議の場を設けてはどうかというご提案をいただきました。このおっしゃっていただいています2.4ヘクタールの市有地の今後の活用につきましては、当時の市有地の用地取得の経緯から考えてみますと、やはり一義的にはまず公共施設の整備が優先でなかろうかというふうに認識をしております。

そうしたことから、先ほどもお答えいたしましたとおり、旧町から検討してまいりました大学等の交流拠点施設の誘致に向け、これをベースにした形で合併時に新市の重要な施策として引き継いでおります。現状といたしましては、まだまだ足踏み状態の状況でございますけれども、今年から新しい新市まちづくり計画をもとにした新市総合計画、あるいは土地利用計画、これの策定に着手していきます。こうしたことを進めていく中におきまして、より具体的な方向性が見出せる状況になった時点におきまして、議員のご提案いただきました住民参加の協議の場の設置につきましても考えてまいりたいというふうに考えておりますので、いましばらく県と調整をさせていただき時間をいただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 木村定八君。

2番（木村定八君） この湖岸道路に沿った開発に対する委員会というのは、鮎家の郷からずっとあやめの浜あたり、またそして野田のピオトープから大畑橋の周囲まで一帯、湖岸道路を中心に開発を考える若者たちを含めた、夢ある地域づくりという、そういう委

員会を思っておりますので、そういう委員会をつくっていただくことを切望いたします。

以上で終わります。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第10号、第4番 津田 實君。

4番（津田 實君） 4番、津田 實でございます。私は、9月2日の本会議で代表質問の中にもございましたものと一部重複すると思いますが、新市まちづくり基本姿勢についてお伺いしたいと思います。

合併後1年が経過いたしますが、本市のまちづくりにやや行き詰まりを見るような感じがいたします。ほほえみ・ときめきのまちづくりを推進する基本姿勢である人権、協働、環境、地域福祉、子育て教育、産業振興等、大きな志を抱きスタートをしたはずが、住民からの目線は、循環バスの非効率化や、環境問題に関する協働への取り組み、給食センター建設への取り組み姿勢、介護保険料等の値上げ等、新市の施策はいずれも市民からの厳しい行政不信を招いているものであります。

また、新市将来像への立派な各種広報資料ですが、こういう資料の中にもずっとすばらしい論が書かれておりますけれども、これが市民の理解や実感が得られていないのが現実でございます。

いよいよ18年度の予算編成期に直面するわけですが、行財政の改革と、それから効率効果、時間と労力の無駄遣い等を省いて、1年が経過した今日、新生野洲市の進むべきかじ取りを再確認し、住民の目線に立ったまちづくりの理念にまず行政から取り組んでほしいと願うものであります。ほほえみ・ときめきのコンセプトを構築するため、市の基本計画策定にあたり、公債費依存財政からの脱却策、情報公開条例の徹底を行って、その次に市民協働のまちづくりを目指した基本条例を早期に立ち上げていただいて、自治会や活動団体の位置付け、それから、市民の声を施策に取り入れるシステムづくりを条例化し、真に官民一体が実感できる野洲市のバックボーンを築くことが急務と考えますが、この点について市長の見解を求めたいと思います。

以上です。

議長（秦 眞治君） 市長。

市長（山崎甚右衛門君） 非常に当を得たご質問をいただきまして、大変ありがとうございます。

まず、新市まちづくり基本姿勢でございますが、発足後1年を迎えようとしておりまして、私は市長就任以来、新市まちづくり計画の基本理念に基づきまして、その具現化に努

力をいたしているところでございます。市民の融和を基本に市政運営を行ってまいりました。この間、幾つかの問題が発生したものの、市政運営はおおむね順調に推移をしたものと考えております。

議員ご指摘の個別の施策展開に関しましては、市民の目にはさまざまな形に映り、中には批判的なご意見もあろうかとは思いますが、野洲市のまちづくりは緒に付いたばかりでございまして、この1年は、どちらかという合併協議の事後処理や調整結果に基づく施策展開を中心に行ってきた感がございます。

しかし、その間におきましても、まちづくりの基本理念である人権と環境、そして市民協働を基本に置きまして、庁内組織の改編も行い、2年目の市政運営に向けた基盤づくりも行っていました。今後は、現在取り組んでおります総合計画をはじめ、各種計画策定によりまして、野洲市の進むべき道筋を描くと共に、この計画の具現化に向けて取り組みを進めてまいりたいと考えております。この実施にあたりましては、議員ご指摘の市民への公平性や透明性の確保や財政状況に留意しながら、市民協働を念頭に置いた事業展開を図ってまいりたいと考えております。

特にまちづくり基本条例の制定に関しましては、市民による自律的なまちづくりを裏付けるための法的根拠を持つもので、そのルール化を図り、市民の参画する機会を拡充と情報の共有化、さらには協働の輪の拡大等を基本に策定を目指しているものであります。野洲市のまちづくりの根幹となる条例でございます。既に合併協議会の新市まちづくり住民懇話会からの貴重なご提言もありましたので、こうしたご意見を生かし、さらに市民に定着した条例にするために、多くの市民のご意見をお聞きしながら、できるだけ早期の制定を目指してまいりたいと考えております。そして、議員のご意見にありますように、基本条例がまちづくりのバックボーンとして、市民と共に歩む市政運営の展開につなげてまいりたいと考えております。

以上、津田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（秦 眞治君） 津田 實君。

4番（津田 實君） ありがとうございました。

基本姿勢の中で、今のこの野洲市の財政状況は、192億円でしたか、そういうような一般会計と特別会計とを見ておきますと、かなり起債も大きい。今年の3月末では461億円でしたか。そこへ債務負担行為等の債務をプラスするといったい幾らくらいになるのだろうか。そういうことをかんがみますと、市民1人当たり100万円ぐらいの借金に

なってくるのと違うかなと。

国も、地方も合わせて755兆円という大きな債務などで行き詰まっている中で、三位一体や補助金など、そういうものが減ってくる中でやっぱり行財政改革はしっかりとやってもらわないと、18年度予算も、市長はせんだっての選挙のときにも200億円ぐらいの予算はというような話を演説の中で聞いておりましたが、果たしてそれが本当にプライマリーバランスという、その一つの収支の実質的な収入と支出と、そこから生まれてくる社会保障等をプライマリーバランスという言葉の中で財政を運営するならば、とてもじゃないけれども、これからそういう大きな形じゃなくして、本当の財政運営を、本当のといえますか、もう少し締まった財政運営をやっていかないと、将来に禍根を残すような財政支出ではなかるうかなというようなことを常々思っておるわけでございまして、18年度予算編成期に直面する中でやっぱりそこはまず第一に必要です。

そしてもう一つは、先ほども申し上げました自治基本条例ですね、まちづくり条例というものを本当に早く立ち上げてもらって、市民と協働のという言葉の前に行政の方が先にそういうようなことを提案してもらわないと、既にもう合併して1年、17年度につきましても半期を過ぎようとするときでございますから、立ち上げをしていかないと、ずるずるずるずると、懇話会からでももう3年目を迎えているような状態でございますので、やっぱりそうしていかないと、どんどんどんどん行政の方が、いろいろな角度から追及なり要望なりが多くなってきますと、負担が大きくなってくる。そうすると、最終的に財政の面に突き当たって行って、しんどい市になっていくのではなかるうかなということを予感しますので、そういう面から行財政改革、それにはプライマリーバランスということを考えて運営してもらおうということと、それから、自治条例を早期に立ち上げていただきたい、これだけを要望とお願いいたしまして、終わりたいと思います。

以上でございます。

議長（秦 眞治君） 次に、通告第11号、第13番 中田幸子君。

13番（中田幸子君） 第13番、中田幸子でございます。私は1件の一般質問をさせていただきます。市民ファミリーサポート事業についてお伺いいたします。

核家族化が進む一方で、コミュニティーのつながりが希薄となっている今日、昔のように地域で支え合う、子育てや高齢者支援等、子どもも大人も障害を持つ人も、お互いに手助けし合って、安心して暮らせる市民社会づくりが今必要と考えます。そのためには、子ども、高齢者、心身にハンディを持つ人も、誰でもが自由に通い、隣近所的な居心地よく

集える、いわゆる世代間交流のできるふれあいデイサービスの場所づくりが大切で、今必要と考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

また、あらゆる子育て支援に対応できる事業の取り組みに対しては、子育てしながら働く親の一番望むこととございます。少子化対策にもつながることであると考えます。例えば放課後の居場所のない子ども、集団に馴染めない子ども、不登校で苦しんでいる子どもを含め、あらゆる子どもの居場所、そして、急用を要するときや夜間預かり、一時的な子どものお世話が行えるシステムは必要と考えます。

現在実施されておりますこどもセンターは就学前の子どもを対象にいろいろな行事をされておられますが、親子で参加するということで、内容も異なります。市内には一時預かり保育等、部分的に対応されております民間の施設はございますが、このような点から考えますと、あらゆる子育て支援を1カ所にまとめて対応できる施設と新しい取り組みを考える必要があるのではないかと思います。お考えをお伺いいたします。

また、介護や生活に不安のある高齢者やその家族のための高齢者の総合相談窓口として在宅介護支援センターが設置されていますが、相談窓口があることが余り周知されていないことや、気軽に利用しにくい等、そして、福祉サービスについても内容が行き渡ってなくて、ひとり暮らしの人や介護者家族の人からの問い合わせや、資料があっても見えないとの声を聞きます。このような現状をどのように考え、把握されておられるのか、伺います。

閉じこもり高齢者をつくらないためにも、そして、ひとり暮らしの人が出かけたくなるようなフラットな居場所の設定が必要でございます。このようなことから、介護予防のためにも、心身共にくつろげる居場所づくり、そして高齢者対策、子育て支援等、また、世代間交流のできる施設を1つの場所に対応できる、例えば市民ファミリーサポートセンターの設置は、安心して暮らせる市民社会づくりとして、本市の住民の約7割は新しい人々で、核家族化が進む中、このことは多くの住民の方から早急な対策を望まれております。

以上のことについて当局のお考えをお願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中田議員の市民ファミリーサポート事業についてお答えいたします。

ご質問のファミリーサポートセンター事業は子育て支援事業の一つとして、地域で主に育児や介護の援助を受けたい人と提供したい人が会員となり、育児や介護を助け合う会員

制の組織であります。保育所までの送迎や、保育開始前や終了後に子どもを預かるなど、支援を受けたい人がファミリーサポートセンター事務局に依頼をしますと、事務局から依頼を受けたサポーターが支援を提供するといったシステムであります。現在、当事業を子育て支援センターにおいて18年度より開始すべく、実施方法の検討や子育て支援ボランティアの養成に着手をしております。

次に、高齢者や子育て支援や世代間交流の場所の設置についての考えですが、平成15年度に県は単独事業としまして、あったかほーむづくり事業を開始しています。この事業は、民家や空き店舗を利用し、地域に密着した既存の施設を活用しまして、高齢者、子ども、障害者など、誰もが自然に集いふれあう地域家族のような関係づくりと、介護や子育てサービス、生活支援など、多様な地域サポートシステムづくりと、さらに環境や文化などとも協働するまちづくりの拠点にもなり得る場所づくりを目的としております。事業実施者はNPOをはじめ各種の法人、農業協同組合等となっておりますが、運営費等の助成として、県が2分の1、市が4分の1、事業主体者が4分の1の負担となっております。現在、県下では11カ所、湖南管内では栗東市で1カ所取り組んでいるという状況であります。本市といたしましても、事業実施者よりこの事業への申し出があれば、誰もが安心して生活できるまちづくりの推進という観点から、積極的に支援をする考えであります。

最後に、在宅介護支援センターを設置して活動しているが、やはり啓発が不十分であると。これに対する考えのご質問でございますが、現在、私どもは基幹型の在宅介護支援センターを市役所の高齢福祉課の中に設置しております。あと法人3カ所に地域型の在宅介護支援センターを設置しております。この4つの施設の中で年間2,028件の相談がございますが、議員のご質問のように、啓発というのはまだこれから当然充実させていなくてはならないというふうに認識しておりますので、さらに啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

議長（秦 眞治君） 中田幸子君。

13番（中田幸子君） 再質問をさせていただきたいと思いますが、先ほどご回答いただきましたファミリーサポートセンター事業と、今の私が言わんとするファミリーサポート事業というのはファミリー、要するに家族、サポート、支援ということで、家族支援をする事業に対してということで、事業内容と重複するようなところがございますので、内容としてはそういうことを求めておりますけれども、ファミリーサポートセンター事業だ

けに対して質問しているのではないということをご理解いただいております。

ただいま回答いただきましたように、確かにファミリーサポートセンター事業というのは、育児や介護の援助を受けたい人と援助を提供したい人が会員となって運営していくということは私も存じております。そういう組織であるということで運営すると。

今、近江八幡の方で行われているファミリーサポートセンター事業について、私も先日、訪問を現場の方へしてまいりまして、その中では今、NPOで実施されておられますけれども、最初は、先ほど部長にお答えいただきましたように、市の方から空き家を活用することで改造していただきまして、その後、民間のボランティアの方たちが立ち上げて、そして今現在、NPOにまで続けてきたという過程がございます。その中で本当にこのセンターではすべてのことが行われておりまして、育児支援事業と家事支援事業、それから、先ほど言っていたいただきました世代間の交流のふれあいデイサービスが行われている、子どもの預かりもできる、相談もできるということのあったかほーむづくり事業、それから、それをサポートする人材を育成する事業、そして子どもの本を置いて、その子ども文庫もあると。そして、要らなくなった不用な衣服などもそこでリサイクルショップをしているということもやっております。

そういうことを考えておりまして、すごくいいなと思いましたが、これから、先ほどの議員さんのところでお答えいただきましたファミリーサポートセンター事業については18年度から今検討しているとおっしゃっていただきまして、今、内容についてお尋ねしようかなと私が思っていましたら、先ほどの議員さんのときに今検討中だとおっしゃられたので、またわかり次第教えていただけたらと思います。

それで、この一番いいと思いましたが、保育園や幼稚園の登園とか、学校から下校されるとか、学童保育が終わってからの後、そういうところをお迎えに行っていていただく。こういうのは、帰ってくるのは自分で帰ってきて留守番をするというのが今の野洲市としては現状だと思うのですが、そういうのはお迎えもお願いできて、そして預かっていただけるというのは本当に素晴らしいことだなと。それをすると保護者の方には安心して仕事に専念できるのではないかなと思いましたが。

それから、中では会社で急用が、どうしてもやらなければならない仕事が出て残業しなければならない、そういうのがあった場合、「今日は済みません、お迎えに行っていて、預かっていただきたい」と、当日その場で対応ができる。この体制が物すごくいいなと私は感じさせていただきました。

そしてまた、時にはあることですが、教育中に体調を崩されまして、その子どもを迎えに来いと言われたときに、仕事の関係上、中座することができないとなったときに、お迎えに行って預かっていただきたいというシステムがあると聞いたとき、このシステムは本当に働く家族に対しては安心してやっていける、仕事に専念できるシステムだなと思いました。こういうことがあると、安心して子どもを産もうかなという気にもなってくるのではないかなと思いますので、このことについては本当に今必要ではないかなと感じております。

ただし、このお願いをされる方、支援される方は会員でございまして、今、近江八幡の方では会員が650名ほどおります。利用する方もサポートする方も、両方が会員です。そして入会金が、一応実例を申し上げますと1,000円、そしてあと年会費が300円、あとの利用は無料でございます。こういうシステムがあるというのは本当に野洲市、先ほど栗東でしたか、湖南地域では1カ所だけこういうのがありますとおっしゃっていて、県が11カ所ですよ。となると、それの中から考えたら、野洲市は早く取り組んでいただきたいなと思います。

と申しますのは、日本国の中でも福祉には素晴らしいまちだと視察によく来られているこの野洲のまちでございます。だから、それにも、市長が誇れるまちとして率先して取り組んでいただけたらと思います。

それから、先ほど言いましたように、施設が民間の利用されていないところですか、それを野洲市としてももし改造を公の方、行政の方がしていただいて、そして、それを民間の方で運営をやっていこうかという人がもしあったら、大きく支えていきましようと言っていて、いつも市長の言葉にあります、協働でやりたいと。行政と民間とでやりたいと。行政だけでやることよりも、民間だけでやることよりも、両方でやるのが私は本当のまちづくりだと思いますので、そういう支援の仕方ができるのかどうか、お伺いしたいと思います。

そして、今、近江八幡の例題を申しましたけれども、近江八幡の中には出張サービスもございます。来るだけの方の対応じゃなくて、こちらから出ていく。そして、それを支えるボランティアの方は資格を持っておられる方、または講座を受けて、ある程度資格を得られた方ということで登録をされて、いつでも緊急に対応ができるということでございますので、先ほど申しましたように、高齢者から赤ちゃんまで、本当に1カ所のところすべての、相談ができる、預かりができる、出張ができる、どんな注文にも対応ができるよ

うな拠点が1カ所にあればすばらしいことではないかと考えますので、これをどう考えられるか、お答えいただきたいと思います。

そして、先ほど高齢者の相談窓口の件なのですけれども、余り、私も母を抱えておりますので、いつも「リフレッシュ」という、こういう案内をいただきます。だけれども、正直言って、今必要でないと思えば、封も開けないで、ぼいとどこかに置いてしまうと、そのまま他の書類が上に重なると、見ないで済んでしまう。私ですらそういうことがあります。友達にも聞くと、そういうことは私もやっているという方があります。

ということは、どうしてその封を開けさせたらいいかということ、それから、この用紙を見たときに読みたくなるような書き方であるのか、緊急性、見たくなるような封筒であるか、それから、中身を開けたら読みたくなるような内容であるか、そういうことが研究されているのか。読んでもらっているのだろうか、どれくらい把握してもらっているのかなということを調べられたことがあるのか。連絡したけれども、返事がないというのは、読んでいないからだと思うのです。ということは、周知されていないととっていただけたらと思いますけれども、今の改善するお気持ちはありますか、お伺いしたいと思います。

そして、介護を受けている方は登録されておられますので、把握ができていますよね。今のこういう案内などをいただける。それから、例えばこういう高齢者の福祉サービス、こういうものは全戸配布されてはいないと思うのですけれども、窓口においてあると、これをもらいに來る人がないから、内容がわからないということもあると思うのです。

それから、窓口が4カ所ありますけれども、例えばその窓口で直接相談に行けないとか、それから、地域で例えば高齢者の相手をするのは民生委員さんでございます。その民生委員さんが地域の方だから逆に相談しにくいという場合があります。余り身近過ぎて、もっと悩みのことを相談しようと思うと、もう少し離れた方なら相談できるけれども、近過ぎて相談できないなど、いったいそういう場合はどこへ相談に行ったらいいのかという点から考えまして、新しく介護を受けたい方のそういう情報をどこから得られるのか、どういうふうにしてそれを探し当てておられるのか、聞きたいと思いますので、新しく必要とする方をどのようにして把握されているのか、どの程度知っておられるのか、そして、そういう方に対して今後の対策をどのようにされていくお考えがあるのか。

以上、お聞きしたいと思います。済みません、もう一度お願いいたします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中田議員の再度の4点のご質問にお答えいたします。

まず第1点目の、こういうふうなホーム、センターをつくっていく場合に民家を活用しているということもありますが、この施設の確保についてはやはり公のところがある程度整備をして、運営は民間でということで、こういうことに対する考え方ですが、現在、県下の中で11カ所開設をしているところは、そのうち8カ所がNPO法人で、あと3カ所が法人というところでございます。

中田議員の近江八幡のすくすく館の件につきましては非常に全国でもかなり知られた活動をやっておられます。そのお話を聞きますと、やはりどのところも公と、こういう事業主体がやっていくところと一緒に、力を合わせてやっていくことが成功のコツだということを知っていますので、本当に協働でこの点についてはやっていきたいという考え方を持っております。

それから、拠点づくりの問題でございますが、これはどういう地域の設定をして高齢者なり子どもの活動拠点をやっていくのが必要かというのは大変いろいろな視点で考えることが必要であると思います。現在、私どもが今度新しく介護保険の事業計画の見直しの中で日常生活圏域というのを検討しておりまして、今のところは中学校区を想定した活動拠点ということの一応方向性を出しています。そういう意味で、この拠点づくりというのは今、中学校区に1カ所というふうな形がいいのではないかという段階まででございます。どういうエリアで拠点をつくるかというのは今後もまた十分研究をしてみたいと思っております。

それから、3点目の在宅介護支援センターでのいろいろな通知につきましては、議員がご指摘のとおり、細やかな、やはり一人ひとりの身体状況も違いますので、家族の状況も違いますので、細やかな配慮が必要というふうに思いますので、改善するところは改善をしていきたいというふうに思っております。

最後の4点目でございますが、新しく介護を必要とする方の把握という点につきましては、当然来所される方は十分そういうふうな啓発をご存知ですが、やはりこういう制度を知らないというところについては私どももいろいろなネットワーク、特に民生児童委員さんのネットワークを持っておりまして、この民生委員さんからの連絡で、実際在宅介護支援センターの方が訪問をするというふうな活動も行っておりまして、対象者の情報把握というのはいろいろな機会で行っております。今の私どもの要介護の高齢者の数からいけば、ほぼ把握ができていないかなというふうに思っておりますが、それでもやはり議員がご指摘のように、100%確実ということは言い切れませんので、この点につ

きましても把握に対する対応は今後十分検討していきたいというふうに思っております。

以上、4点の再度の質問のお答えといたします。

議長（秦 眞治君） 中田幸子君。

13番（中田幸子君） ありがとうございます。

民間の中で近江八幡が民家を改造されてというのは、まちづくりも兼ねて地域の中で皆さんをふれあわせようということから始まったということで、先ほど部長にお答えいただいたように、医療法人やNPO法人など、きちっとそういう形でされるのは最初からそういう目的でされていると思うのですけれども、まちづくりも兼ねて、そして皆さんが住んでいる身近なところで。それがフラットな、施設らしくないホームづくりですか、それが私の希望でございますので、提案しておきたいということで、今後、ファミリーサポートセンター事業を検討される中でそういうことを考えの中に、検討する中に入れていただきたいという提案でございます。

それから、活動拠点は中学校区で今しておられるということでしたよね。それで、エリアはどういうエリアにしていくかというのは今後検討していくということですので、しっかりときめ細やかにできるような検討をしていただけたらと思います。

それから、高齢者の新しく把握する場合は民生委員さんのネットワークで報告からということでございますけれども、ここの福祉のまち、1人の人が福祉を不十分だと思ったら、本当の福祉のまちとは言えないのではないかと。ほぼ把握できているでなくて、全部把握できているという言葉に置きかえていただけるよう努力していただけたらと思います。

この事業も早急に進めていただきたいと私が願うのは、例えば高齢者の方が利用したいと思って、10年後ぐらいでは間に合わない方もおられるのではないかなと思います。それから、今3歳の子どもが13歳になります。そうしたら、本当に今必要と思うときに利用できないのではないかと。そして、もう1人子どもを産もうかなというお母さんも、10年経ったらもう産まないでいい時期になったりすることなので、今必要なので、早急に取り組んでいただきたいという私の要望でございます。

そして、こんなことを言っているのかどうかわかりませんが、市長もそう遠くない時期にこのような施設を利用されるときが来ると感じておりますが、とにかく地域の中で世代間交流ができるファミリーサポートをする拠点づくりを福祉の中で、日本の中でも優秀な福祉のまちだと言われるその取り組みを市長の今の存在の中で生かして、誇れる、県下では11カ所ですけれども、そのうちの12カ所目でやっていただけたらと思います。

ので、もう一度答えていただくところがあれば、担当部長、最後にこのことについて市長のお考えをお尋ねして、終わりたいと思います。よろしくお願いします。

議長（秦 眞治君） 市民健康福祉部長。

市民健康福祉部長（竹澤良子君） 中田議員の再々度のご質問でございますが、現在、この事業は県の事業でございます。伺うところでは今年度で終了というふうに聞いておりますので、緊迫しておりますので、ぜひ、圏域の中で2カ所ということでございます。現在、栗東が1カ所でございますので、もう1カ所はこの圏域の中では可能でございますので、私どももぜひこの残る期間、そういうふうな整備、この補助対象にというふうに努力をしてまいります。どうぞよろしくお願いします。

議長（秦 眞治君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秦 眞治君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明14日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会をいたします。

ご苦労さんでございました。（午後4時05分 延会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成17年9月13日

野洲市議会議長 秦 眞 治

署 名 議 員 田 中 孝 嗣

署 名 議 員 中 田 幸 子